

# 「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」（素案） に対するご意見の募集について

岡山県では、今年度、平成22年度からの県の次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進するための指針となる「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」を策定することとしています。

この度、その素案を取りまとめましたので、次のとおり県民の皆様のご意見・ご提言を募集します。多くのご意見等をお待ちしています。

なお、今後の国の動向等により、プランの記載内容等の一部が変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

## 1 プラン（素案）の公表方法

岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページに掲載しているほか、県庁保健福祉部子育て支援課（県庁5F）、県政情報室（県庁4F）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、各児童相談所（中央・倉敷・津山）、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館（2F郷土資料部門）に備え付けています。

〈岡山県保健福祉部子育て支援課ホームページURL〉

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=40](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=40)

## 2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所（市町村名のみで結構です）、性別、年齢、電話番号をご記入の上、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。（その際には、どの部分についてのご意見かがわかるように、該当ページ及び箇所等を明記してください。）

郵送	〒700-8570 岡山県保健福祉部子育て支援課 へて ※郵便番号とへて先を記入すれば、住所の記載は不要です。
ファクシミリ	(086) 234-5770
電子メール	kosodate@pref.okayama.lg.jp
インターネット	岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページから、専用フォームに入力し、送信してください。（WindowsVistaSP2、Windows7については動作検証を行っておりませんのでご注意ください。また携帯電話には対応しておりません。ご了承ください。）

なお、電話でのご意見等はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

また、ご意見等の提出に当たっては次の様式を用意していますので、ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。 ・WORD形式 ・一太郎形式

## 3 募集期間

平成21年12月15日（火曜日）から平成22年1月15日（金曜日）まで  
※最終日の1月15日につきましては、当日必着とさせていただきます。

## 4 ご意見等の取扱い

ご提出いただいたご意見等の概要とそれに対する県の考え方、また、ご意見等に基づき本案を修正した場合は、県のホームページ等で公表します。（お名前、ご住所及び電話番号を公表することはありません。）

なお、いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明確なものなどにつきましては、県の考え方をお示しできない場合があります。

## 5 お問い合わせ先

岡山県保健福祉部子育て支援課 児童福祉・少子化対策班  
電話番号（086）226-7347（直通）

平成21年12月15日開催  
生活環境保健福祉委員会 資料

# 「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」 (素案) について

平成21年12月

岡山県

岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部

# 「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」(素案)の概要

## 計画策定の趣旨

前プラン策定後、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化



子どもの幸せの視点に立つて、総合的・計画的な子育て支援施策を強力に推進

## 計画の位置付け

- ① 中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的、計画的に推進するための基本的な計画
- ② 次世代育成支援対策推進法第9条に基づき「次世代育成支援対策の実施に関する計画(都道府県計画)」
- ③ 母子及び寡婦福祉法第12条に基づき「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ④ 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」

## 計画期間

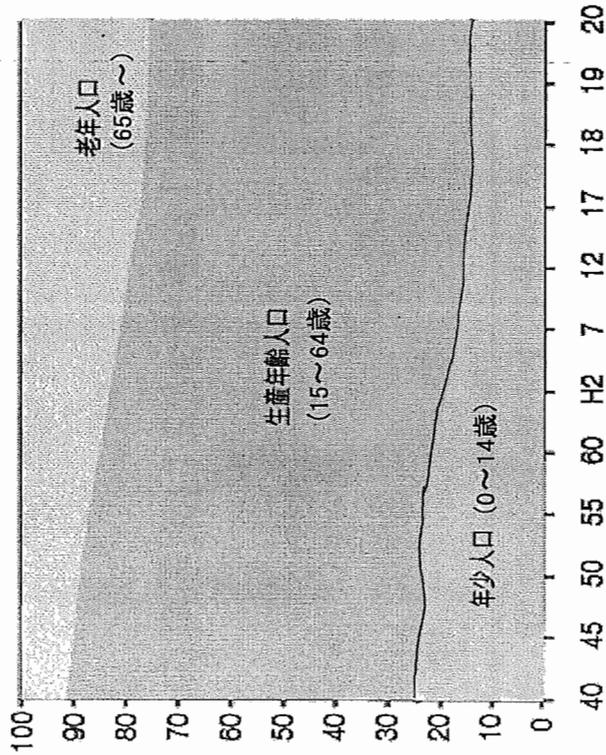
平成22年度～平成26年度(5年間)

## 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

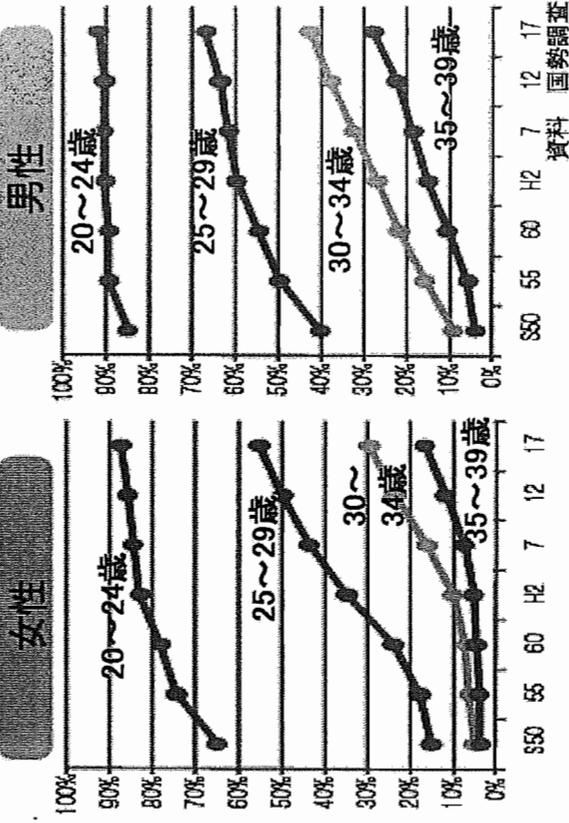
様々なデータをもとに、

- ① 少子化の現状
- ② 少子化の要因と背景
- ③ 少子化の影響
- ④ 子どもを取り巻く環境の変化について整理

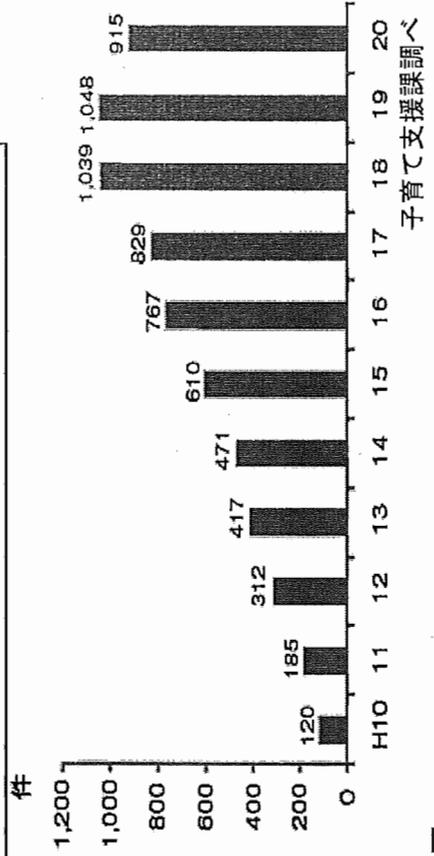
### 岡山県の年少人口減少の推移



### 岡山県の未婚率の推移



### 岡山県の子ども虐待相談対応件数の推移



## 前プランの検証と現状分析

### ① 個別事業の目標事業量等の達成状況

→ 多くは目標達成に向けて着実に推移

- ▷3歳児の虫歯有病率 31.7%(H16) → 24.4%(H20)
- ▷放課後児童クラブ実施か所数 253か所(H16) → 338か所(H20) 等

### ② 県民意識調査結果

→ 平成15年調査時よりも厳しい環境にあることを示すデータも

- ▷子育てが楽しいと感じている人の割合 76.4%(H15) → 63.6%(H20)
- ▷子育てに自信がなくなることがある人の割合 59.1%(H15) → 66.8%(H20) 等

### ③ 「意見を聴く会」等による意見等の聴取

→ 県内3地区で開催。子育て協議会の意見書、「おぎやつと21」来場者の声も

### ④ 県民意識調査結果の県立大学による解析

→ 母親の育児負担感をいかに軽減できるかがポイント



前プランの検証結果等を踏まえ、今日的課題に対応できるよう取組を発展・強化

## 基本理念の設定

子育て支援は岡山の未来づくり  
—「暮らしやすさ日本一」の情れの国を目指して—

## 基本的考え方

次代を担う子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを目指す

県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指す

前プランを点検・評価することで明らかになった今日的課題に対応できるよう、取組をより一層発展・強化させる

## 基本目標

I 子どもの心と体をはぐくむ  
家庭づくり

II 子どもが健やかに育つ  
地域づくり

III 子どもを安心して生み育てる  
社会環境づくり

IV 子どもをまもり支援する  
体制づくり

# I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

多様な個別のニーズを持つ、子育て家庭の視点に立った支援

## 1 母子保健対策の充実

- (1) 正しい知識の普及と情報提供
- (2) 全戸訪問による早期支援
- (3) 健康診査と保健指導等の充実
- (4) 相談体制の充実
- (5) 歯の健康づくり
- (6) 思春期保健対策の充実
- (7) 不妊治療対策の充実

## 2 家庭の子育て力の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 若者の就職支援
- (3) 結婚を応援する環境づくり
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 男女共同参画による子育ての推進

## 3 食の安全・安心の確保と「食育」の推進

- (1) 食の安全・安心の確保
- (2) 「食育」の推進

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

目標事業量 (主なもの)

項目	目	現状 (H20)	目標事業量	目標年度	担当課
1歳6か月児の健康診査受診率		89.8%	100%	H26年度	健康対策課
新生児聴覚検査の受診率		82.8%	100%	H26年度	健康対策課
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合		26.0%	100%	H26年度	保健体育課
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数		21校	50校	H26年度	指導課
公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合		44.7%	47%	H26年度	保健体育課

成果目標 (主なもの)

項目	目	現状	成果目標	調査等
十代の人工妊娠中絶率(15歳以上20歳未満女子の人口千人に対する比率)		9.8 (H19)	減少	衛生行政報告例
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じている」ときの人が多い)人の割合		63.6% (H20)	75%	県民意識調査
いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」)結婚したい人の割合【20～34歳独身者調査】		76.7% (H20)	85%	県民意識調査
父親が子育てに関わっている割合		78.6% (H20)	90%	県民意識調査

## Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域づくり

子育て支援は  
岡山の未来づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

- (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
- (2) 地域社会の教育力の向上

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 子育て支援組織の育成
- (3) ふれあいの拠点づくり
- (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
- (5) 地域における人材の養成確保
- (6) 子育てサービス情報の発信

3 子どもの生きる力の育成

- (1) 地域・世代間交流の促進
- (2) 社会参加活動への支援
- (3) 学校教育の推進

4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 安全な遊び場の整備
- (2) 安全な生活環境の整備
- (3) 安全な社会環境づくり

地域の様々な  
社会資源や担  
い手の連携・  
協働による支  
援

Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域づくり

目標事業量 (主なもの)

項目	現状 (H20)	目標事業量	目標年度	担当課
ももっカード(おかやま子育て家庭応援カード)協賛店舗数	1,710店舗	3,000店舗	H26年度	子育て支援課
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数	234法人	330法人	H26年度	県民生活課
地域子育て支援拠点実施か所数	90か所	110か所	H26年度	子育て支援課
様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593人/年	133,000人/年	H26年度	生涯学習課
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数	170人	400人	H26年度	建築指導課

成果目標 (主なもの)

項目	現状	成果目標	調査等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合	88.0% (H20)	100%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合	66.8% (H20)	50%	県民意識調査
学校生活(県立高等学校)に満足している生徒の割合	81.7% (H21)	85%	高校生活に関する意識調査

# Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

子育て支援は  
岡山の未来づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

仕事と生活の  
調和の推進に  
向け、多様な  
ニーズに対応  
する支援

1 子育て相談体制の充  
実

2 子育て家庭の安心を  
支える医療体制の確  
保

3 子育て家庭に対する  
経済的支援と住宅環  
境の整備

4 きめ細かな保育の拡  
充

5 仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・  
バランス) の推進

- (1) 相談体制の充実
- (2) 子育て支援情報の提供

- (1) 周産期・小児医療対策の充実
- (2) 小児慢性特定疾患の医療の充実
- (3) 感染症対策の推進

- (1) 児童手当等の支給
- (2) 医療費、教育費の負担軽減
- (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

- (1) 保育サービスの拡充
- (2) 放課後児童クラブの拡充
- (3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保

- (1) 企業の意識改革への取組
- (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
- (3) 再就職への支援

Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

目標事業量 (主なもの)

項目	目	現状 (H20)	目標事業量	目標年度	担当課
通常保育の子どもの数(4月1日現在)		38,232人	40,127人	H26年度	子育て支援課
延長保育実施か所数		287か所	321か所	H26年度	子育て支援課
放課後児童クラブ実施か所数		338か所	406か所	H26年度	子育て支援課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数		156社	500社	H26年度	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数		12市町村	15市町村	H26年度	労働政策課
農家における家族経営協定締結戸数		352戸	430戸	H26年度	農業経営課

成果目標 (主なもの)

項目	目	現状	成果目標	調査等
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合		0.3% (H20)	0%	県民意識調査
乳児(1歳未満)死亡率(千人に対する比率)		3.2 (全国5位) (H20)	全国1位	人口動態統計
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合		36.6% (H20)	25%	県民意識調査

# IV 子どもをまもり支援する体制づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

すべての子どもと子育て家庭を対象とした、切れ目のない支援

1 子ども虐待防止対策の推進

- (1) 発生予防対策の推進
- (2) 子ども虐待防止体制の充実
- (3) 市町村の対応力の強化
- (4) 地域のネットワークの拡充

2 社会的養護体制の充実

- (1) 施設養護の充実
- (2) 里親制度の充実
- (3) 子どもの権利擁護の強化

3 障害のある子どもの支援

- (1) 障害のある子どもの支援
- (2) 発達障害のある子どもの支援

4 ひとり親家庭の自立支援

- (1) 就業支援の強化
- (2) 相談機能の強化
- (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

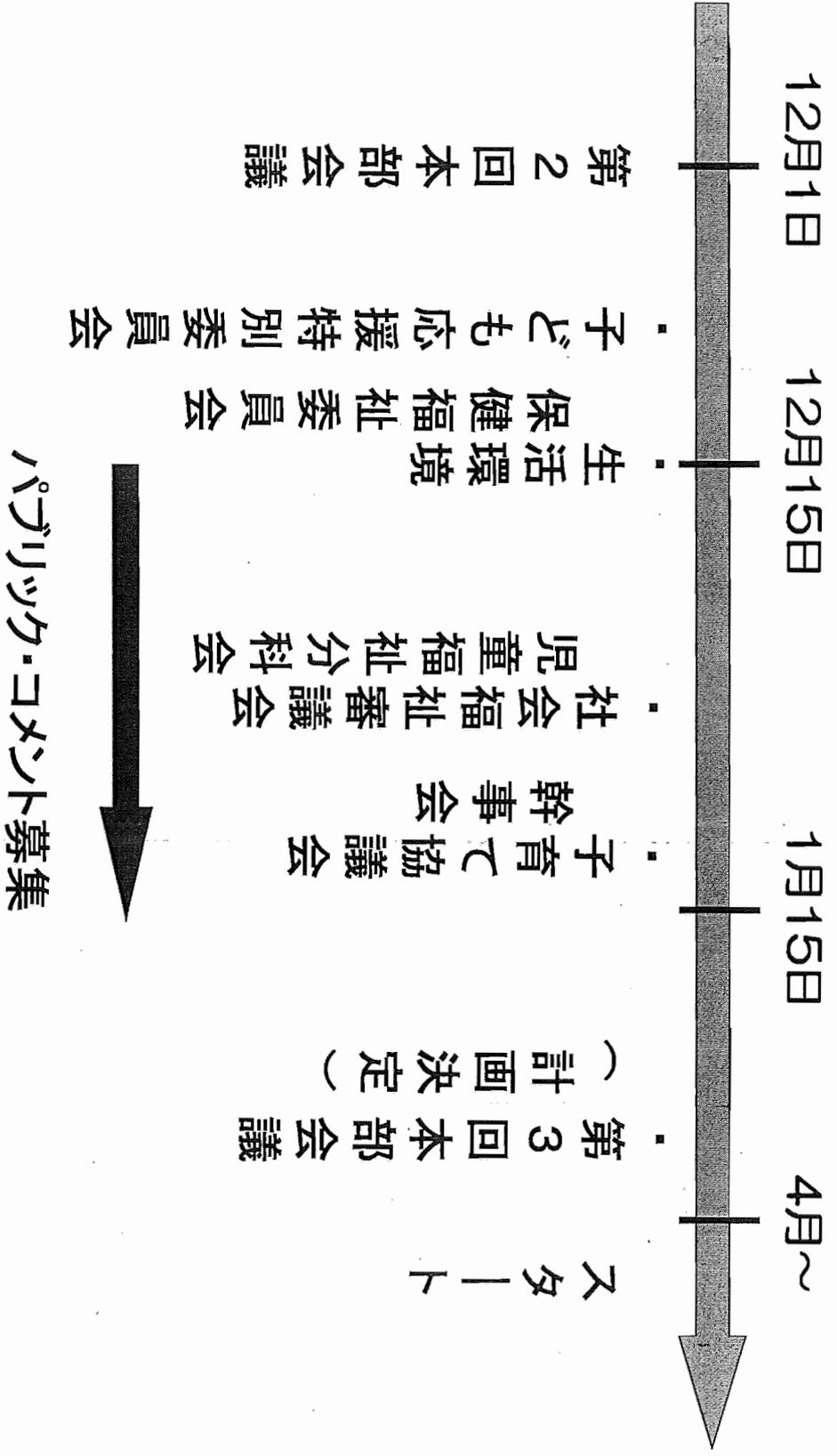
目標事業量 (主なもの)

項目	目	現状 (H20)	目標事業量	目標年度	担当課
児童家庭支援センター設置か所数		0か所	1か所	H26年度	子育て支援課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数		8施設	10施設	H26年度	子育て支援課
自立援助ホーム設置か所数		0か所	4か所	H26年度	子育て支援課
里親及びファミリーホームへの委託率		5.3%	6.0%	H26年度	子育て支援課
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数〔累計〕		4市町村	13市町村	H26年度	障害福祉課
ひとり親家庭就業支援センターからの就職決定件数		24人/年	25人/年	H26年度	子育て支援課

成果目標 (主なもの)

項目	目	現状	成果目標	調査等
子どもを虐待しているのではないかと思う(「よくある」、「時々ある」)人の割合		9.1% (H20)	0%	県民意識調査
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】		50.0% (H20)	25%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】		57.1% (H20)	70%	県民意識調査

今後のスケジュール



# 岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）

子育て支援は岡山の未来づくり  
— 「暮らしやすさ日本一」の晴れの国を目指して —

【素案】

平成 年 月

岡 山 県

岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部

# 「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」(素案) 目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題	2
1 少子化の現状	2
2 少子化の要因と背景	3
3 少子化の影響	5
4 子どもを取り巻く環境の変化	5
第3章 前プランの検証と現状分析	7
1 前プランの基本的考え方	7
2 個別事業の目標事業量の達成状況	8
3 県民意識調査結果	9
4 意見等の聴取	10
5 県民意識調査結果の県立大学による解析	11
第4章 策定に当たっての基本的考え方	12
1 基本理念の設定	12
2 基本的考え方	12
3 発展・強化のあらまし	13
第5章 「岡山いきいき子どもプラン2010」 — 計画の内容 —	16
1 体系	16
2 施策の推進方向	18
<b>I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり</b>	18
1 母子保健対策の充実	18
2 家庭の子育て力の充実	21
3 食の安全・安心の確保と食育の推進	24
<b>II 子どもが健やかに育つ地域づくり</b>	25
1 県民みんなで子育てをする気運の醸成	25
2 地域ぐるみの子育て支援の推進	27
3 子どもの生きる力の育成	29
4 安全・安心な子育て環境の整備	31
<b>III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり</b>	34
1 子育て相談体制の充実	34
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	36
3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	38
4 きめ細かな保育の拡充	40
5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	42
<b>IV 子どもをまもり支援する体制づくり</b>	44
1 子ども虐待防止対策の推進	44
2 社会的養護体制の充実	46
3 障害のある子どもの支援	48
4 ひとり親家庭の自立支援	50
第6章 計画の推進に当たって	52
1 家庭の役割	52
2 地域の役割	52
3 企業や職場の役割	52
4 学校の役割	53
5 関係団体の役割	53
6 県、市町村の役割	53

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

2004年（平成16年）12月の「新岡山いきいき子どもプラン」（以下「前プラン」という。）策定後、核家族化や未婚化・晩婚化の進行、女性就業者の増加、非正規雇用の拡大、また、2008年（平成20年）秋以降の世界的な経済の低迷など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化してきています。そして、前プランの5年間の計画期間には、子育て支援サービスの増加など一定の成果があったものの、子育て家庭が理想とする子どもの数と実際に予定している子どもの数の差は縮まらないなど、依然として少子化の傾向にあります。

社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、前プランの点検・評価を行い、今日的課題に対応できるよう取組をさらに発展・強化させ、家庭、地域、学校、企業、関係団体などすべての県民が協働し、子どもの幸せの視点に立って、総合的・計画的な子育て支援施策を強力に推進していくことが必要です。そのための指針として、この度「岡山いきいき子どもプラン2010」（仮称）を策定し、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを県政の最重要課題の一つと位置づけ、全力で取り組むものです。

### 2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次の4つの側面を有しています。

- ・中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）」
- ・母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」

### 3 計画の期間

この計画の期間は、2010年度（平成22年度）を初年度とし、2014年度（平成26年度）を目標年度とする5か年間とします。

## 第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

### 1 少子化の現状

我が国では、1970年代半ば以降、出生数、合計特殊出生率(注1)とも漸減し、少子・高齢化が世界に例を見ない速さで進行しています。2005年(平成17年)に過去最低水準(1.26)となった合計特殊出生率は、その後若干上昇している(2008年(平成20年)1.37)ものの、欧米諸国と比較してもドイツやイタリアと同程度の低い水準となっています。一方、高齢者数(2008年(平成20年)10月の高齢化率は22.1%)は、医療水準等の向上や団塊の世代の加齢に伴って増え続けると予想されています。

こうした中、我が国の人口は2005年(平成17年)に初めて自然減に転じ、人口減少社会に突入しました。最新の「日本の将来推計人口(2006年(平成18年)12月推計)」(注2)では、2005年(平成17年)の1億2,777万人が、30年後の2035年には1億1,068万人まで減少すると推計されるなど、人口が減少していく傾向は、今後、長期的に続くものと考えられています。

本県については、合計特殊出生率は全国平均(2008年(平成20年)1.37)よりもやや高い(2008年(平成20年)1.43)水準で推移しているものの、今後の推計人口は、このままの出生率を維持できると仮定して、2005年(平成17年)10月時点196万人が2035年には168万人と14.3%の減少が予想されています。

図 出生数と合計特殊出生率の推移(全国)

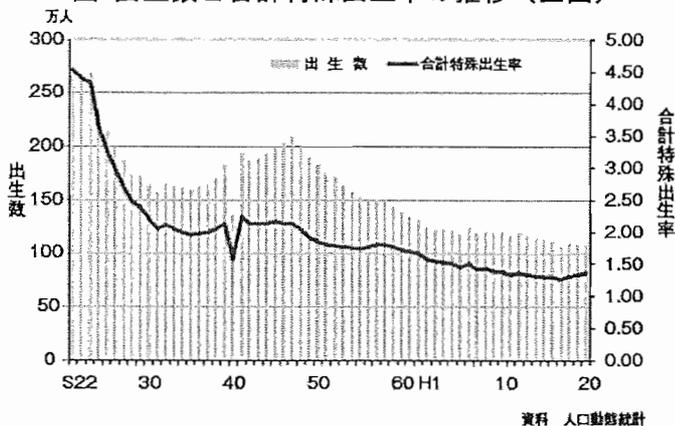


図 総人口の見通し(全国)

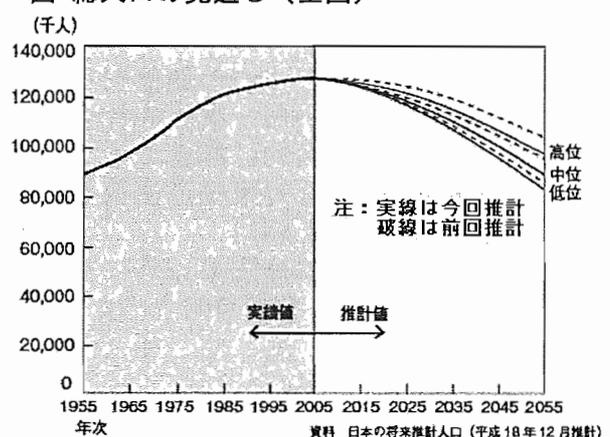


図 出生数と合計特殊出生率の推移(岡山県)

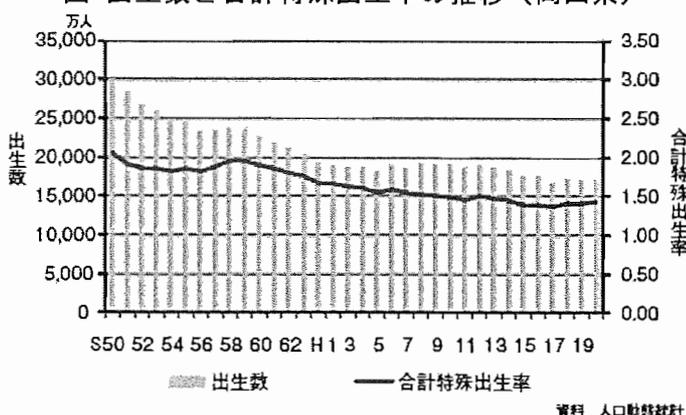
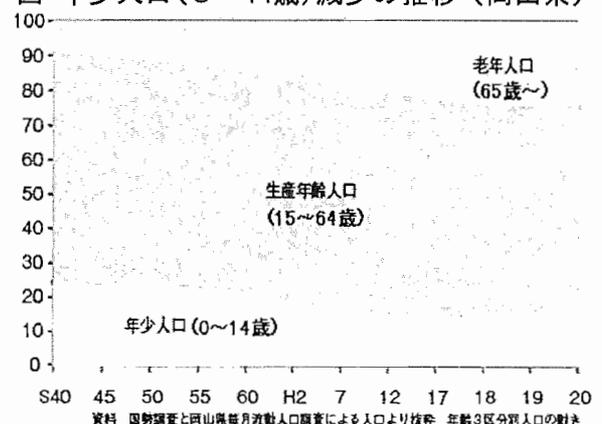


図 年少人口(0~14歳)減少の推移(岡山県)



(注1) 合計特殊出生率：その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

(注2) 「日本の将来推計人口」：国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査や人口動態統計を踏まえ、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について一定の仮説を設け、これらに基づいて、我が国の将来の人口規模や人口構造の推移を概ね5年ごとに推計しているもの。

## 2 少子化の要因と背景

少子化の要因の一つとして、未婚率の上昇や晩婚化の進行が考えられます。

2005年（平成17年）の国勢調査によると、県内の30歳代の未婚率は、男性では、30～34歳で42.6%、35～39歳で27.7%、女性では、30～34歳で29.4%、35～39歳で16.5%となっています。1975年（昭和50年）には、30歳代の男性・女性ともに約9割が結婚していたことを考えると、この間、未婚化が急速に進行していることがわかります。

また、県内における平均初婚年齢の推移を見ると、1975年（昭和50年）には男性26.4歳、女性24.1歳でしたが、2008年（平成20年）には、男性29.5歳、女性27.8歳となっており、男性で3.1歳、女性で3.7歳、それぞれ上昇しています。

さらに、晩婚化が進行すると、それに伴い、出生したときの母親の平均年齢が高くなるという晩産化の傾向もあらわれ、高年齢のため出産を控えることにつながっています。

こうした未婚化や晩婚化の要因はさまざまですが、非正規雇用の拡大など経済的基盤の不安定化や男女の出会いの機会の減少、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下、結婚に関する男女間の価値観の相違、結婚への期待感の低下などが指摘されています。

本県が行った県民意識調査結果（2008年（平成20年）12月調査）を見ても、20歳から34歳の独身者の回答で、独身にとどまっている理由として最も多かったのは「適当な相手にめぐり合えない」（59.6%）、次いで「自由や気楽さを失いたくない」（53.4%）、「（結婚の）必要性を感じない」（37.3%）の順となっています。

このように、結婚は、社会の慣習や規範として当然なことではなく、個人の生き方や価値観に基づいて選択される行為となるとともに、“婚活”といった造語にも表れているように、努力なしには出会いの機会を得ることも困難となっている状況です。

図 未婚率の推移（岡山県）

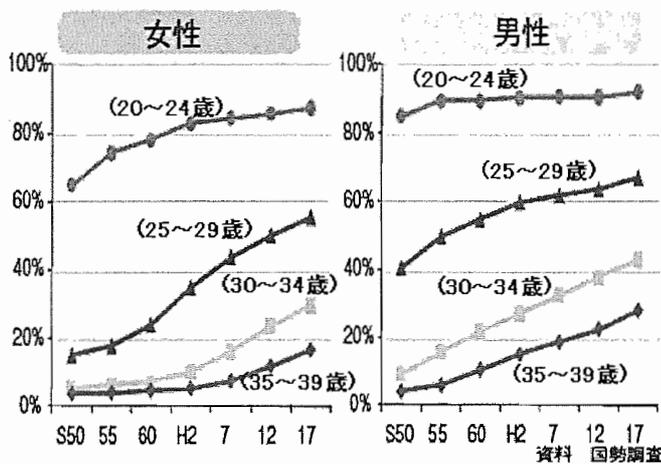


図 岡山県の平均初婚年齢の推移

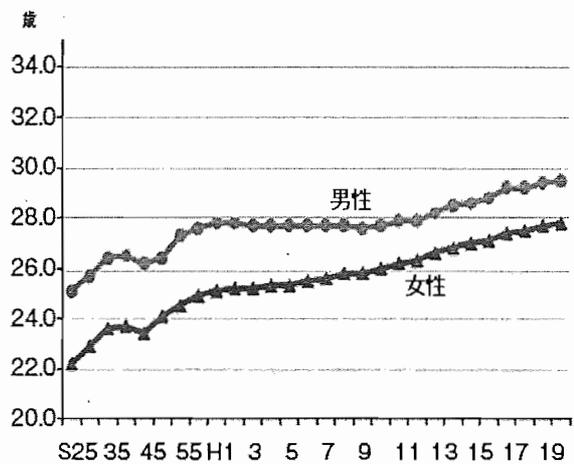


図 生涯未婚率(注1)の推移（全国）

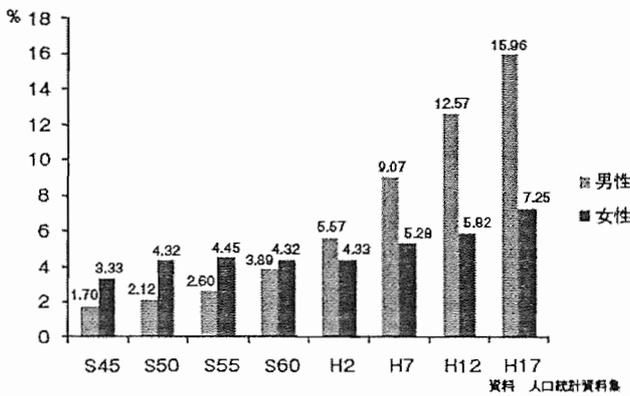
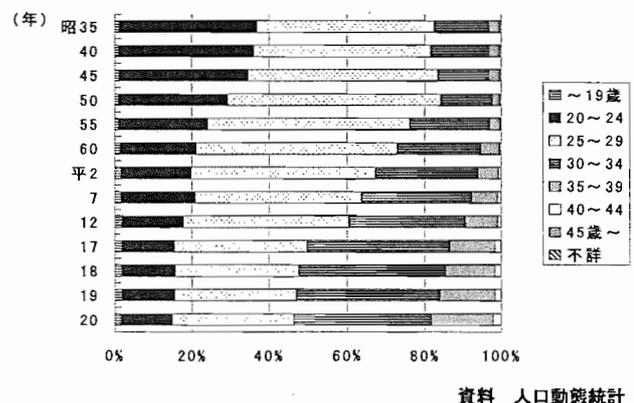


図 岡山県の母親の年齢階級別出生割合の推移



厚生労働省の統計によると、我が国では、2004年（平成16年）に生まれた子どものうち、98%は嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合は2%となっています（「出生に関する統計」）。子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半である我が国において、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

こうした状況を踏まえ、これまで主として「子育て支援策」を中心に取り組みられてきた少子化対策は、その重要性は変わらないものの、今後は、恋愛や結婚をめぐる政策的対応のあり方等についても議論を深める必要があると考えられます。

また、現在の急速な少子化の進行の背景の一つに、働き方をめぐる様々な課題が存在しています。共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中、働き方の選択肢が必ずしも十分には整っていないことや長時間労働のため仕事と家庭生活との調和の確保が難しいことなど、県民一人ひとりにとって、自身の望む生き方が実現しにくい状況が存在し、それが子育て家庭の負担感や不安感にもつながっていると考えられます。

県民意識調査の結果を見ても、理想とする子どもの数を持たない理由として、「子育てに係る経済的負担が大きいから」が61.8%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が35.6%、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」が33.7%となっており、子育て費用の負担感の大きさや子育てをしている親の精神的負担感（ストレス）などとともに、親の就労と子どもの育成の両立の難しさが、県民の希望の実現を妨げる要因の一つとなっています。

子どもを持つかどうかは個人の決定に委ねられるものですが、希望と現実の乖離を解消し、子どもを持ちたい人の希望がかなう社会環境を整備するためには、県民誰もが子どもの成長を喜び合えるような気運の醸成に努めるとともに、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に推進していくことが必要不可欠であると考えます。

図 独身にとどまっている理由（20～34歳独身者調査）〔主なもの〕

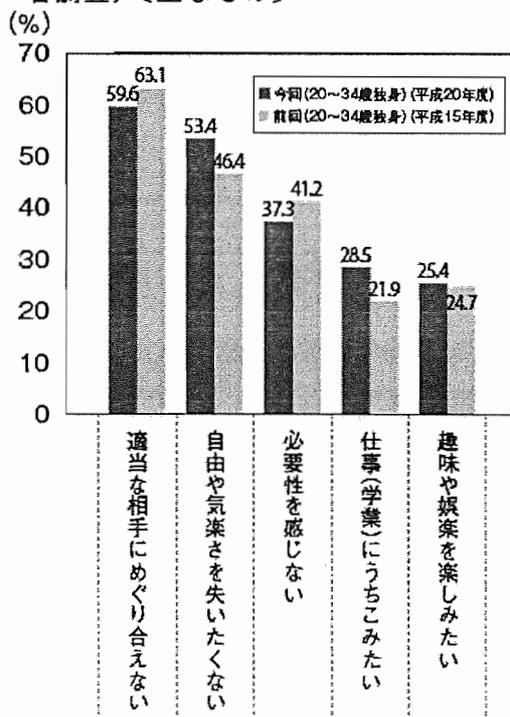
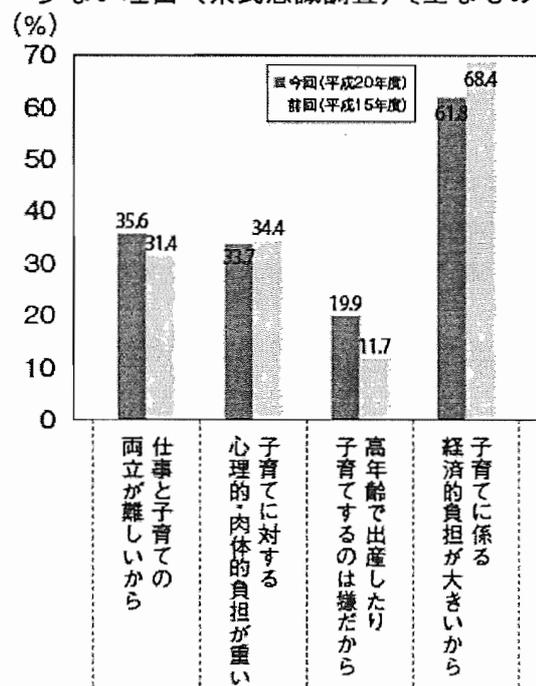


図 理想の子どもの数より予定の子どもの数が少ない理由（県民意識調査）〔主なもの〕

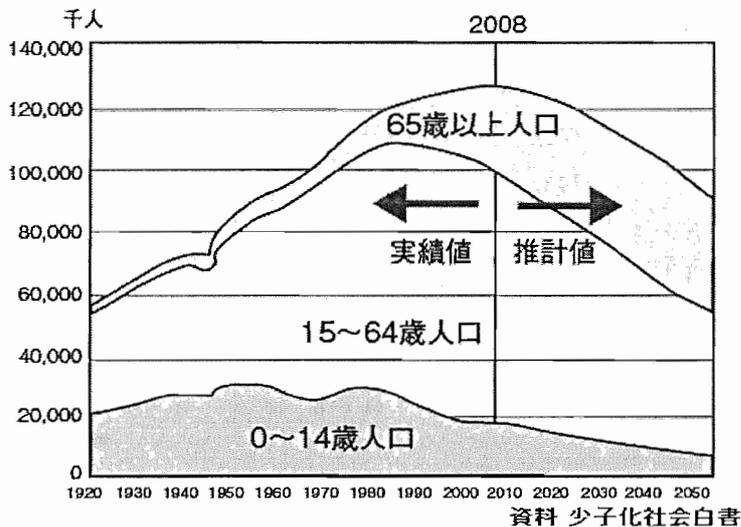


(注1) 生涯未婚率：50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。

### 3 少子化の影響

少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらすものと考えられます。労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下や防犯、消防等の住民活動の衰退など、深刻な問題に直面することが予想されます。さらに、少子化が進むことによって、子ども同士、特に年齢が違う子ども同士の交流機会の減少、過保護などにより、子どもの自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

図 高齢世代人口(65歳以上)と生産年齢人口(15~64歳)の比率(全国)



### 4 子どもを取り巻く環境の変化

近年、社会問題化しているのが、子ども虐待や引きこもり、不登校等の増加です。特に子ども虐待については、相談件数の増加とともに、事例も複雑・深刻化しており、発生予防や早期発見・早期対応から自立に向けた支援への重点的な取組が必要となっています。

また、核家族化の進行や地域内での家庭の孤立化が進んだことから、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が一層顕著になっており、子どもが自立した若者へ成長していくために必要な自然や人と直接ふれあうことによって養われる「豊かな心」や「安定した情緒」がはぐくみにくい環境にあります。

図 子ども虐待相談対応件数の推移(全国)

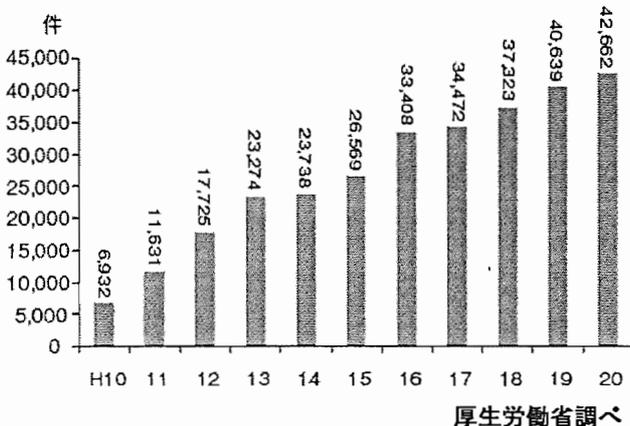
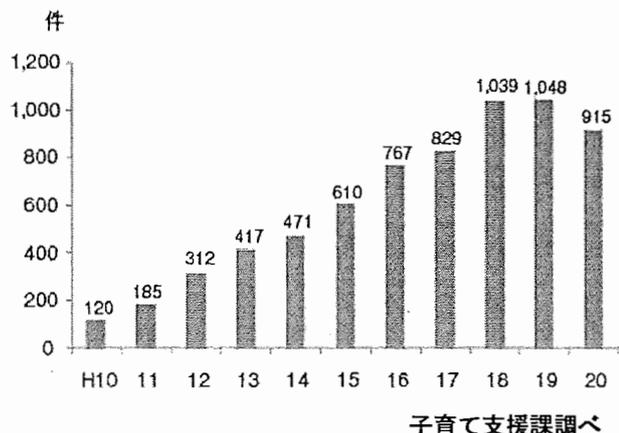


図 子ども虐待相談対応件数の推移(岡山県)



さらに、次の親世代となるべき若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況となっています。世界的な経済状況の低迷などによる若年失業者の増大や不安定就労の拡大とともに、学校を卒業あるいは中退した後、就職や進学という道を選ばず、その意欲を持つことが難しい状況に陥る、いわゆるニート(注1)の状態にある若者が多数存在することが懸念されており、一人ひとりの抱えている問題をよく把握し、それに対応して職業意識の醸成や基礎的な能力の養成、社会適応支援などの包括的な支援を行うことにより、本来の意欲と能力を発揮できるよう後押しすることが重要とされています。

図 年齢階級別フリーター(注2)数の推移(全国)

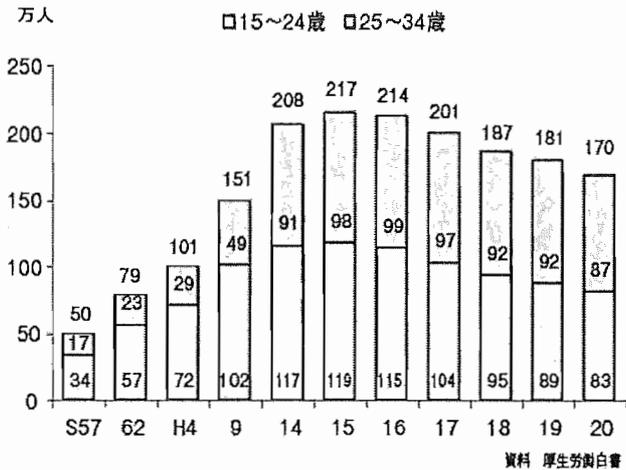
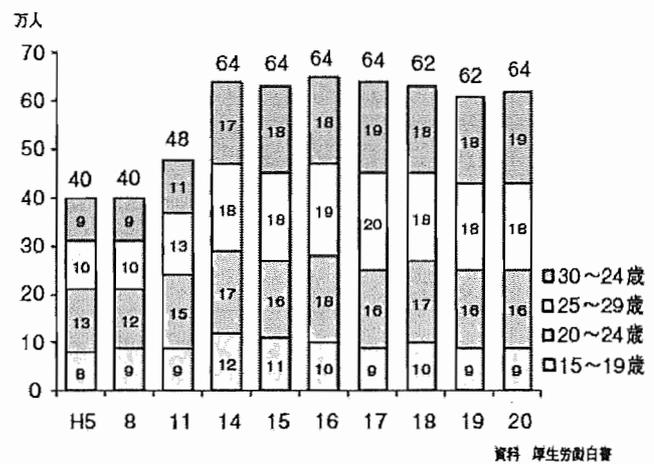


図 若年無業者(注3)数の推移(全国)



(注1) ニート:「ニート(NEET)」とは、Not in Employment(雇用), Education(教育)or Training(訓練)の頭文字をとったもの。

「ニートの状態にある若者」とは、無業者のうち、通学も家事もしていない34歳程度までの若者のこと。

(注2) フリーター:1980年代後半にアルバイト情報誌による造語として現れた。2002年以降の定義は、年齢が15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。

(注3) 若年無業者:15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

### 第3章 前プランの検証と現状分析

#### 1 前プランの基本的考え方

2004年（平成16年）12月、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するための基本的指針として、2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までの5年間の施策の推進方策を盛り込んだ前プランを策定しました。

前プラン  
の基本的  
考え方

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、岡山県らしさを反映させて、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

基本 目標	施 策 の 方 向	重 点 施 策
I 子どもの心と体を はぐくむ家庭づくり	母子保健・医療対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい知識の普及と情報提供</li> <li>健康診査と保健指導等の充実</li> <li>相談体制の充実</li> <li>歯の健康づくり</li> <li>思春期保健対策の充実</li> <li>不妊治療対策の充実</li> <li>小児医療・周産期医療の充実</li> </ul>
	家庭の子育て力の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代の親の育成</li> <li>家庭の教育力の向上</li> </ul>
	「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食育」の推進</li> </ul>
II 子どもが健やかに 育つ地域づくり	社会全体の気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体で子育てをする気運の醸成</li> <li>地域の教育力の向上</li> </ul>
	地域ぐるみの子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援ネットワークの充実</li> <li>子育て支援組織の育成</li> <li>ふれあいの拠点づくり</li> <li>人材の養成確保</li> </ul>
	子どもの生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域・世代間交流の促進</li> <li>社会参加活動への支援</li> <li>豊かな心をはぐくむ教育の推進</li> </ul>
	安全・安心な子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な遊び場の整備</li> <li>安全な生活環境の整備</li> </ul>
III 子どもを安心して生み 育てる社会環境づくり	子育て相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談体制の充実と情報提供</li> </ul>
	子育て家庭に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当等の支給</li> <li>医療費、教育費の負担軽減</li> </ul>
	きめ細やかな保育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育サービスの充実</li> <li>放課後児童クラブの育成</li> <li>人材の養成確保</li> </ul>
	子育てと仕事が両立できる職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産・子育てがしやすい職場環境の整備</li> <li>再就職への支援</li> </ul>
	住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保</li> </ul>
IV 子どもをまもり 支援する体制づくり	児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止体制の充実</li> <li>児童虐待防止施策の推進</li> <li>要保護児童対策地域協議会設置の拡充</li> </ul>
	要保護児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設養護の充実</li> <li>里親制度の充実</li> </ul>
	障害児支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児支援施策の充実</li> </ul>
	ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制等の充実</li> <li>就業支援等の推進</li> </ul>

## 2 個別事業の目標事業量の達成状況

前プランでは、県全体での取組をより具体化するため、4つの基本目標ごとに主な事業・施策について2009年度（平成21年度）を目標年次とする目標事業量等を設定していました。

その主なものの2008年度（平成20年度）までの達成状況は次のとおりです。

### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
1歳6か月健康診査受診率	87.3%	89.8%	2.5%	100%
3歳児健康診査受診率	81.7%	85.6%	3.9%	100%
1歳6か月児の虫歯有病率	3.0%	2.2%	△ 0.8%	1.5%
3歳児の虫歯有病率	31.7%	24.4%	△ 7.3%	25%

### II 子どもが健やかに育つ地域づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
地域子育て支援拠点(センター型)実施か所数	58か所	67か所	9か所	81か所
地域子育て支援拠点(ひろば型)実施か所数	8か所	19か所	11か所	27か所
様々な体験学習に参加した青少年の数	90,000人	121,593人	31,593人	112,000人
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)の協賛店舗数	-	1,710店舗	1,710店舗	1,500店舗

### III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
延長保育実施か所数	247か所	287か所	40か所	305か所
放課後児童クラブ実施か所数	253か所	338か所	85か所	323か所
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	5市町村	12市町村	7市町村	9市町村
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	-	156社	156社	250社

### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	4施設	8施設	4施設	12施設
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	-	26市町村	26市町村	全(27)市町村
障害児等療育支援事業	9か所	15か所	6か所	16か所

目標事業量等を設定した事業・施策については、多くは目標達成に向けて着実に推移しており、一定の成果があったと考えられます。

### 3 県民意識調査結果

2008年（平成20年）7月から12月にかけて、県内にお住まいの20歳以上の男女、小学3年生以下の子どもを持つ保護者、ひとり親家庭等の方々を対象に、少子化や結婚観、行政サービスへのニーズや要望等に関する県民意識調査を実施し、4つの基本目標ごとに、前プラン策定時（2003年（平成15年））の調査結果と比較しました。その主なものは次のとおりです。

#### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	15年	20年	増減
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多 い」）人の割合	76.4%	63.6%	△12.8
子どもの成長が喜びであると感じている人の割合	69.1%	88.0%	18.9
父親が子育てにかかわっている割合	77.7%	78.6%	0.9
いずれ（「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手が見つかれ ば」）結婚したい人の割合【20～34歳独身者調査】	76.0%	76.7%	0.7

#### II 子どもが健やかに育つ地域づくり

項 目	15年	20年	増減
日本で子どもの数が減っていることについて心配と感じている（「非常に心配」、 「少し心配」）人の割合【一般県民調査】	70.3%	88.6%	18.3
子どもの世話を頼める身近な親族、友人、知人がいる人の割合	89.1%	87.1%	△ 2.0
子育てに関する情報源や相談相手として「友人・知人・隣近所の人」と回答した人 の割合	69.3%	77.6%	8.3
「子育てに自信がなくなることがある」という人の割合	59.1%	66.8%	7.7

#### III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

項 目	15年	20年	増減
子どもが高熱を出すなど急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった 人の割合	20.2%	17.0%	△ 3.2
理想の子どもの数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経 済的負担が大きいから」と回答した人の割合	68.4%	61.8%	△ 6.6
平日に19時までに帰宅する父親の割合	31.0%	27.3%	△ 3.7
仕事と子育ての両立のために「子育てに対する職場の理解」が必要と回答した 人の割合	61.3%	87.6%	26.3

#### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	15年	20年	増減
子どもを虐待しているのではないかと思う（「よくある」、「時々ある」）人の割合	10.8%	9.1%	△ 1.8
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.0%	0.3%	0.3
家計について困っていると回答した人の割合【母子世帯調査】	56.0%	50.0%	△ 6.0
相談相手がいると回答した人の割合【父子世帯調査】	61.0%	57.1%	△ 3.9

「子育てが楽しいと感じている」人の割合が減少し、「子育てに自信がなくなることがある」人の割合が増加するなど、前回調査時点よりも厳しい環境にあることを示すデータも見られることから、子どもと子育て家庭への支援をより一層発展・強化させる必要があると考えられます。

#### 4 意見等の聴取

2008年（平成20年）6月から10月にかけて、官民71団体で構成する「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」（以下「子育て協議会」という。）からの意見聴取や県内3地域での「意見を聴く会」の開催、はぐくみ岡山「おぎゃっと21」会場での意見募集など、様々な形で県民の皆さんの御意見等を聴取しました。その主なものは次のとおりです。

##### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・子どもは安全・安心な家庭で育つことで人との信頼関係が築ける。本来持っている家族の力を引き出すような支援が必要。	子育て協議会
・父親の育児「参加」という言葉を使っているが、男女共同参画の観点からいかがなものか。県の意識から変える必要がある。	意見を聴く会
・朝ごはんを食べる子どもが実際に増えているのか疑問だ。抜き打ちで調べると菓子や菓子パンだけという子も多い。	意見を聴く会

##### II 子どもが健やかに育つ地域づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・困ったときには必ず誰かが助けてくれる、というものがあれば、安心して子どもを育てることができるのではないか。	意見を聴く会
・子育てをした母親たちの、その後の地域での活躍の場づくりを検討してはどうか。	子育て協議会
・大人も子どもも集う場所を作りたい。	おぎゃ
・清潔な授乳室やおしめ交換場所を設置してほしい。	っと21

##### III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・ファミリーサポートセンターが有料のため、本当に助けが必要な人が利用できていない。無料化等が検討できないか。	意見を聴く会
・子ども用品を融通し合うリサイクルセンターなど、子育て家庭の経済負担を軽減するアイデアを盛り込んでほしい。	子育て協議会
・保育所対策は、待機児童の解消だけでなく、発達障害児に十分対応できるように、との視点も入れてほしい。	意見を聴く会
・働き方を見直し、親子がゆっくり過ごせる時間を持つことが大切だ。ワーク・ライフ・バランスにしっかり取り組む企業には減税するなど、連携した取組が必要だ。	意見を聴く会

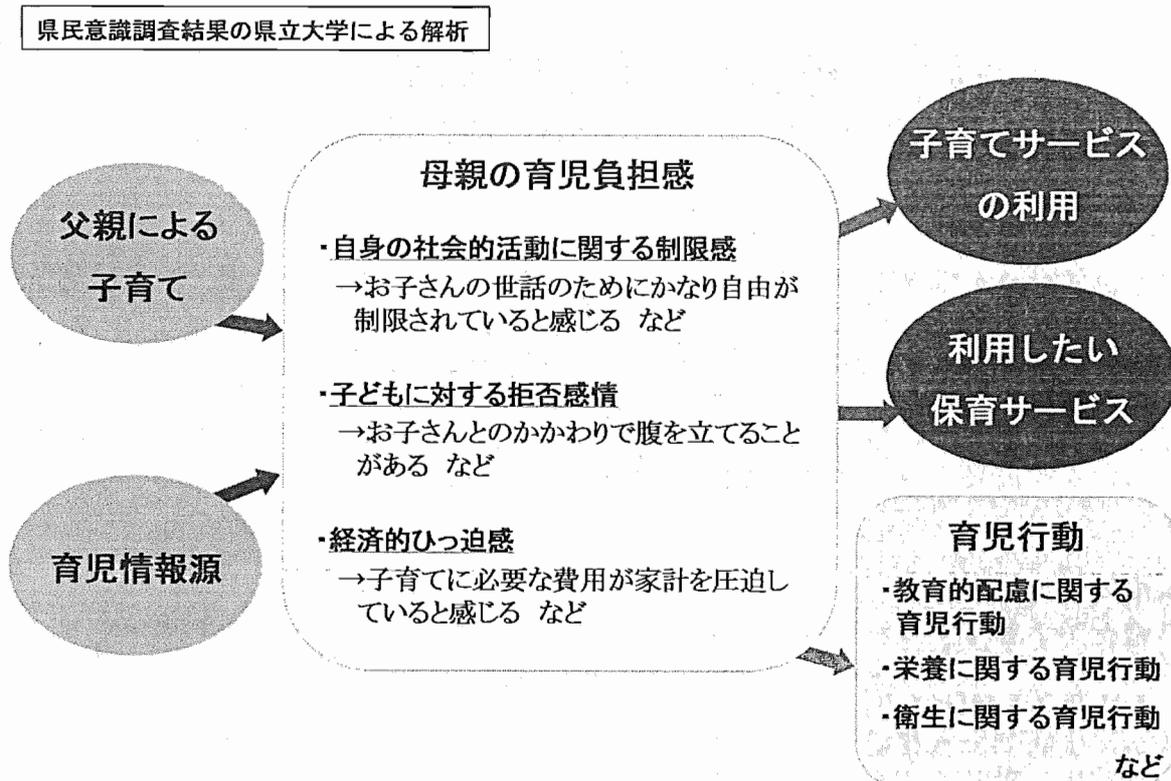
##### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・虐待を受けた子どもには心のケアが大切なので、カウンセラーなどがたくさんいてくれたら助かる。	意見を聴く会
・発達障害について、親子が気軽に相談できる窓口をわかりやすく示してほしい。また、支援者の学習の場がほしい。	意見を聴く会
・地域のスポーツ少年団には、保護者が活動に出られなければ入れない。母子家庭は休日も用事が多いが、ボランティア等が活用できないか。	意見を聴く会
・父子家庭の父親が、子育てで困ったときに気軽に相談できるような場所が必要だ。	意見を聴く会

## 5 県民意識調査結果の県立大学による解析

今回の県民意識調査の実施に際しては、岡山県立大学と協働し、保護者の「育児ストレス認知尺度」や「育児行動測定尺度」等を測定するための質問項目を設定しました。

図 母親の育児負担感に着目した因果関係の検証（構造方程式モデル）



母親の育児負担感に着目した因果関係の検証(構造方程式モデル)  
岡山県立大学保健福祉学部 中嶋和夫教授

これらを用い、専門的見地に立って統計的な分析及び解析を行った結果、今後、発展・強化すべき主なポイントとして次の3点が明らかになりました。

【解析1】母親の育児負担感の高まりは、母親の子どもに対する不適切な育児行動を増加させる要因になっている。

→ **ポイント1** 母親の育児負担感をいかに軽減できるか

【解析2】母親が子育てに関する情報を得ることと、父親が母親と共同して子育てを行うことが、母親の育児負担感を弱める上で、特に重要な役割を持っている。

→ **ポイント2** 父親による子育てと母親の情報源の確保ができるか

【解析3】母親の育児負担感の高まりは、子育てサービスの利用を増加させ、かつ保育サービスの利用意向を高める。

→ **ポイント3** 子育てサービスや保育サービスを利用しやすい形で提供できるか

## 第4章 策定に当たっての基本的考え方

### 1 基本理念の設定

岡山県の特性を踏まえた上で、県民誰もが共感できるプランの基本理念を設定します。

**子育て支援は岡山の未来づくり**  
— 「暮らしやすさ日本」の晴れの国を目指して —

無限の可能性を秘めた子どもたちが、その子ども期をいきいきと過ごし主体的に育つことのできる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。

岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、子育て家庭を中心として、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

### 2 基本的考え方

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、岡山県らしさを反映させて、次代を担うすべての子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進するとともに、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

特に、前プランを点検・評価することによって明らかになった今日的課題に対応できるよう、取組をより一層発展・強化させます。

### 3. 発展・強化のあらまし

#### (1) 重点施策の追加・見直し

前プランの検証結果等を踏まえ、4つの基本目標ごとに、設定している重点施策の追加・見直しを行い、充実・強化を図ります。

#### ○新たに追加した重点施策

##### **I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり**

- ・全戸訪問による早期支援
- ・若者の就職支援
- ・結婚を応援する環境づくり
- ・男女共同参画による子育ての推進
- ・食の安全・安心の確保

##### **II 子どもが健やかに育つ地域づくり**

- ・多様な子育て資源の掘り起こし
- ・子育てサービス情報の発信
- ・安心な社会環境づくり

##### **III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり**

- ・子育て支援情報の提供
- ・小児慢性特定疾患の医療の充実
- ・感染症対策の推進
- ・企業の意識改革への取組

##### **IV 子どもをまもり支援する体制づくり**

- ・市町村の対応力の強化
- ・子どもの権利擁護の強化
- ・発達障害のある子どもの支援
- ・経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

## (2) 目標事業量の設定

「岡山いきいき子どもプラン2010」(仮称)では、主要な事業・施策に目標事業量を設定して進捗状況を点検・評価します。

### ○新たに目標事業量を設定した項目

#### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

- ・公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合
- ・職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数
- ・公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数
- ・公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合

#### II 子どもが健やかに育つ地域づくり

- ・子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数
- ・いじめ問題について考える取組を行った公立学校の割合
- ・不登校について、専門的な相談・指導、治療を受けた不登校児童生徒の割合
- ・公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合
- ・UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数
- ・公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合
- ・地域安全マップ作製小学校の割合

#### III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

- ・家庭教育相談員の養成数
- ・農家における家族経営協定締結戸数

#### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

- ・児童家庭支援センター設置か所数
- ・自立援助ホーム設置か所数
- ・里親及びファミリーホームへの委託率
- ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)設置か所数
- ・個別の教育支援計画を作成している公立学校の割合
- ・発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数〔累計〕
- ・ひとり親家庭就業支援センターからの就職決定件数

### (3) 成果目標の設定

また、子どもと子育て家庭の視点に立った成果目標を設定し、計画全体の点検・評価を行います。

#### ○新たに成果目標を設定した項目

##### **I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり**

- ・いずれ（「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」）結婚したい人の割合【20～34歳独身者調査】

##### **II 子どもが健やかに育つ地域づくり**

- ・「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合
- ・学校生活（県立高等学校）に満足している生徒の割合

##### **III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり**

- ・子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合
- ・周産期死亡率（千件に対する比率）
- ・新生児死亡率（千人に対する比率）
- ・乳児（1歳未満）死亡率（千人に対する比率）
- ・理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合
- ・これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合

##### **IV 子どもをまもり支援する体制づくり**

- ・家計について「困っている」人の割合【母子世帯調査】
- ・「相談相手がいる」人の割合【父子世帯調査】

## 第5章 「岡山いきいき子どもプラン2010」 — 計画の内容 —

### 1 体系

#### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。特に、多様な個別のニーズを持つ、子育て家庭の視点に立った支援を発展・強化させます。

##### 1 母子保健対策の充実

- (1) 正しい知識の普及と情報提供
- (2) 全戸訪問による早期支援
- (3) 健康診査と保健指導等の充実
- (4) 相談体制の充実
- (5) 歯の健康づくり
- (6) 思春期保健対策の充実
- (7) 不妊治療対策の充実

##### 2 家庭の子育て力の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 若者の就職支援
- (3) 結婚を応援する環境づくり
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 男女共同参画による子育ての推進

##### 3 食の安全・安心の確保と食育の推進

- (1) 食の安全・安心の確保
- (2) 食育の推進

#### II 子どもが健やかに育つ地域づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域社会づくりを目指します。特に、地域の様々な社会資源や担い手の連携・協働による支援を発展・強化させます。

##### 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

- (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
- (2) 地域社会の教育力の向上

##### 2 地域ぐるみの子育て支援の推進

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 子育て支援組織の育成
- (3) ふれあいの拠点づくり
- (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
- (5) 地域における人材の養成確保
- (6) 子育てサービス情報の発信

##### 3 子どもの生きる力の育成

- (1) 地域・世代間交流の促進
- (2) 社会参加活動への支援
- (3) 学校教育の推進

##### 4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 安全な遊び場の整備
- (2) 安全な生活環境の整備
- (3) 安心な社会環境づくり

### Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる社会環境づくりを目指します。特に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、多様なニーズに対応する支援を発展・強化させます。

- 1 子育て相談体制の充実
  - (1) 相談体制の充実
  - (2) 子育て支援情報の提供
- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
  - (1) 周産期・小児医療対策の充実
  - (2) 小児慢性特定疾患の医療の充実
  - (3) 感染症対策の推進
- 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備
  - (1) 児童手当等の支給
  - (2) 医療費、教育費の負担軽減
  - (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保
- 4 きめ細かな保育の拡充
  - (1) 保育サービスの拡充
  - (2) 放課後児童クラブの拡充
  - (3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保
- 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - (1) 企業の意識改革への取組
  - (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
  - (3) 再就職への支援

### Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。特に、すべての子どもと子育て家庭を対象とした、切れ目のない支援を発展・強化させます。

- 1 子ども虐待防止対策の推進
  - (1) 発生予防対策の推進
  - (2) 子ども虐待防止体制の充実
  - (3) 市町村の対応力の強化
  - (4) 地域のネットワークの拡充
- 2 社会的養護体制の充実
  - (1) 施設養護の充実
  - (2) 里親制度の充実
  - (3) 子どもの権利擁護の強化
- 3 障害のある子どもの支援
  - (1) 障害のある子どもの支援
  - (2) 発達障害のある子どもの支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
  - (1) 就業支援の強化
  - (2) 相談機能の強化
  - (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

## 2 施策の推進方向

### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。特に、多様な個別のニーズを持つ、子育て家庭の視点に立った支援を発展・強化させます。

#### 1 母子保健対策の充実

図 1 歳6か月児健康診査受診率

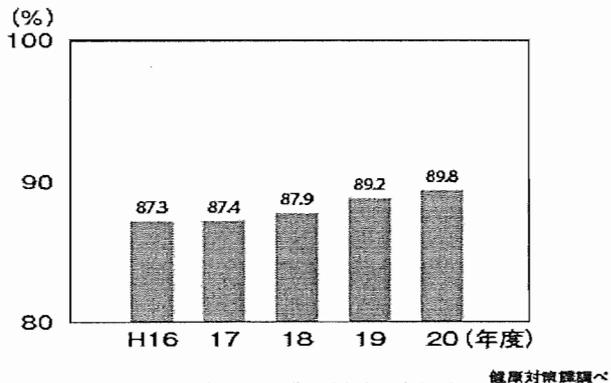


図 3 歳児の虫歯有病率

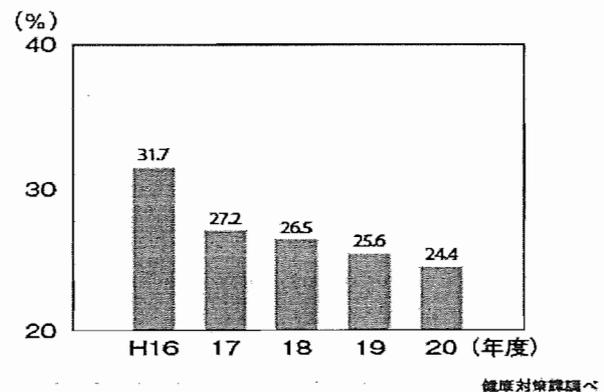


図 今までの育児で一番心配だった時期 (県民意識調査) [主なもの]

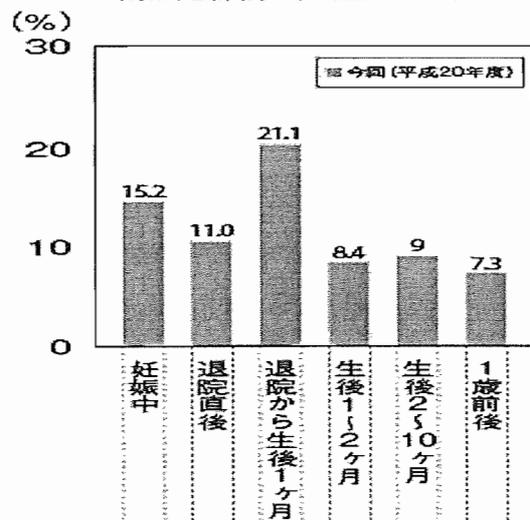
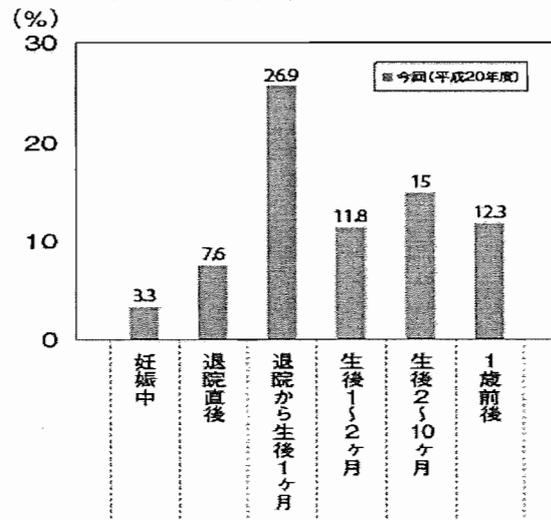


図 今までの育児で一番手助けがほしかった時期 (県民意識調査) [主なもの]



#### 〈施策の方向〉

子どもの心と体をはぐくみ、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

岡山県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減や、虐待予防、ライフサイクルに応じた女性と子どもの健康維持など、「後期・新世紀おかやま母子保健計画」(2008年(平成19年)3月策定)に基づき、地域の実情に適した事業に取り組みます。

## 〈重点施策〉

### (1) 正しい知識の普及と情報提供

親子が安心して生活できるよう、妊娠や出産、子どもの成長段階に応じた育児に関する情報、乳幼児期の健康についての正しい知識及び基本的な生活習慣を身につけるための情報を提供するとともに、子どもの発達段階別の事故に関してその防止対策の普及啓発に努めます。

また、産科医療機関との連携により、安心して出産・育児ができるよう、妊娠期からの切れ目のない子育て支援情報の提供に努めます。

さらに、女性が生涯を通じて、そのライフサイクルに合わせた心と体の健康づくりを適切に行うことができるよう、正しい知識、情報の提供を進めます。

### (2) 全戸訪問による早期支援

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う乳児家庭全戸訪問事業と、さらに養育支援が必要な家庭を継続して訪問する養育支援家庭訪問事業について、全市町村での実施を目指します。

### (3) 健康診査と保健指導等の充実

乳幼児健康診査が、親自身の育児力を高めるための学習の場としての役割も果たし、共働きの夫婦や父親の参加を促し、また、親子の心の健康に視点をおいた支援が行えるものとなるよう充実を図ります。

また、新生児に対する先天性代謝異常（注1）の検査や聴覚検査を実施し、異常の早期発見、早期治療に結びつけることにより、障害の発生を未然に防ぎ、子どもたちの健全な発育を図ります。

### (4) 相談体制の充実

身近な場所で気軽に育児・健康に関する相談が受けられるように、市町村、保健センターや地域子育て支援拠点、また、専門的な相談が受けられる保健所等の相談窓口を充実するとともに、相互の有機的な連携を継続し、相談及び情報提供体制を拡充します。

### (5) 歯の健康づくり

ライフステージやライフスタイルと深く関係する生活習慣病としてのむし歯や歯周病の予防のために、市町村や医療機関・団体等と連携・協働して8020運動に取り組み、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

### (6) 思春期保健対策の充実

家族や友人関係、また社会環境からの影響を受けやすい思春期の子どもたちが薬物、飲酒、喫煙等の害を知り、命や食、性の大切さを学んで、自らが健康づくりに努め、健やかな次代の社会を築くことができるよう、家庭、学校、地域が連携して健康教育を行うとともに、相談支援体制の整備を推進します。

### (7) 不妊治療対策の充実

不妊症のために子を持つことができない夫婦に対し、不妊専門相談センター等の相談窓口で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を行い、不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るとともに、不妊症に関する治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
1歳6か月児の健康診査受診率	89.8% (H20)	100%	H26年度	健康対策課
3歳児健康診査受診率	85.6% (H20)	100%	H26年度	健康対策課
新生児聴覚検査の受診率	82.8% (H20)	100%	H26年度	健康対策課
1歳6か月児の虫歯有病率	2.2% (H20)	1.5%	H26年度	健康対策課
3歳児の虫歯有病率	24.4% (H20)	25% (暫定)	H26年度	健康対策課
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合	26% (H20)	100%	H26年度	保健体育課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
十代の人工妊娠中絶率（15歳以上20歳未満女子の人口千人に対する比率）	9.8人 (H19)	減 少	衛生行政報告例
十代の喫煙率	中学生 男子 2.3% 女子 1.9% 高校生 男子 9.1% 女子 3.3% (H16)	0%	学校歯科保健実態調査
十代の飲酒率	中学生 男子 8.0% 女子 7.1% 高校生 男子 19.7% 女子 15.1% (H16)	0%	学校歯科保健実態調査

(注1) 先天性代謝異常：健康を維持するために必要なある種の酵素が、生まれつき不足している病気。

## 2 家庭の子育て力の充実

図 三世帯同居率の推移（国勢調査）

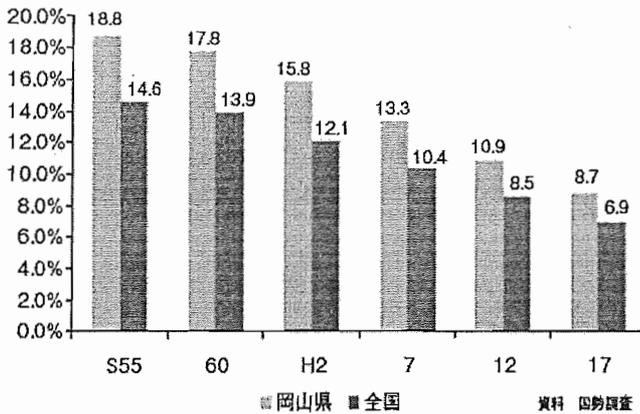


図 子育てが楽しいと感じている人の割合（県民意識調査）

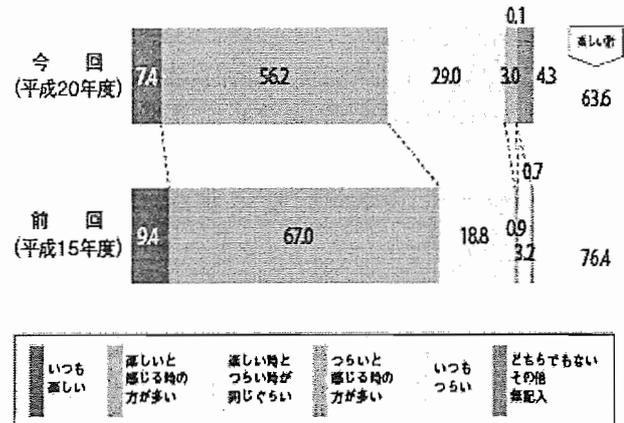


図 「いずれ結婚したい」と回答した人の割合（20～34歳独身者調査）

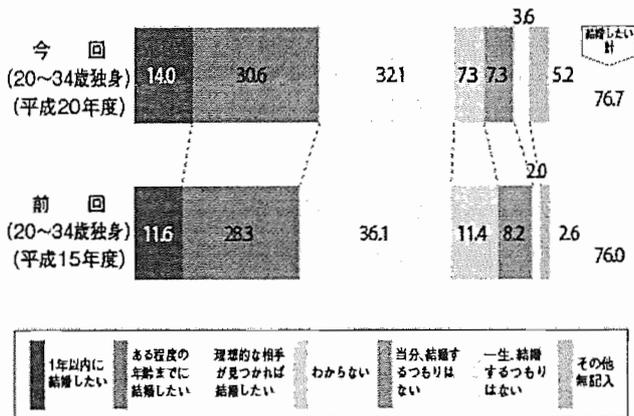
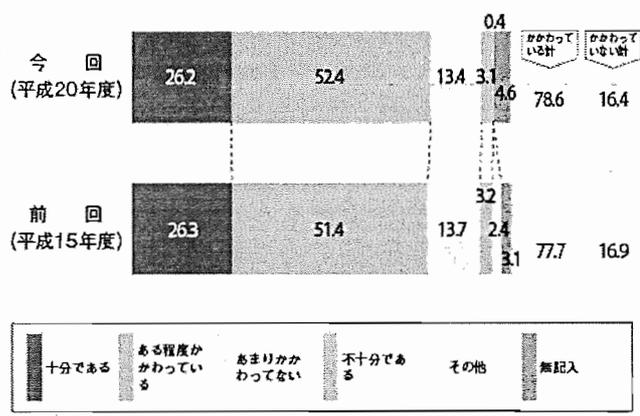


図 父親が子育てに関わっている割合（県民意識調査）



### 〈施策の方向〉

近年の都市化の進展、核家族化、少子化の進行等に伴い、家庭の子育て力の低下が懸念されています。

家庭教育については、本来、保護者の責任、判断、価値観等に基づいて行われるべきものですが、過保護や過干渉、無責任な放任など、家庭教育をめぐる様々な問題が深刻さを増していることから、家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

また、結婚したい人が結婚しやすくなる環境づくりに努めるとともに、男女が安心して子どもを産み育てることができる社会の形成を進めます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 次代の親の育成

子どもは次代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

特に、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの喜びや意義、生命の尊厳、生命の継承の大切さについての理解を深めることに関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

## (2) 若者の就職支援

世界的な経済状況の低迷などによる若年失業者の増大や不安定就労の拡大により若者が社会的に自立することが難しい状況にあります。就学から就労へ円滑に移行し、若者がいきいきと働くことができるよう、学校と地域・企業が連携して、早い時期からキャリア教育を進め、社会人として自立することの大切さを学ぶ機会を増やすとともに、インターンシップ、職業意識啓発セミナーなどを通じて、望ましい勤労観や職業観の醸成を図ります。

また、若者が自立して家庭を持てるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就労支援に取り組みます。

## (3) 結婚を応援する環境づくり

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少や恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下などが指摘されています。

未婚化や晩婚化の進行が少子化の要因の一つと考えられていることについて、県民に理解と認識を深めてもらえるよう努めるとともに、結婚したい人が結婚することを社会全体で応援する環境づくりに取り組みます。

## (4) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等すべての教育の出発点となる重要なものです。

育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等の多くの要因の中で、家庭教育への支援の必要性も指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの父母が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、こうした機会に参加できない親子についても自然な形で支援できる地域社会づくりに努めます。

また、地域や学校と連携して「早ね、早おき、朝ごはん」の規則正しい生活リズムを定着させる取組を推進します。

さらに、子どもに大人の働く姿を見せる「子ども参観日」等を通じて、家庭でのふれあいを深める取組を推進します。

## (5) 男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な役割分担意識を改善し、具体的な行動を促していくとともに、男女がともに家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

### 〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校/年 (H20)	50校/年	H26年度	指導課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒の数	3,928 人/年 (H20)	4,500 人/年	H26年度	指導課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」) 人の割合	63.6% (H20)	75%	県民意識調査
いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつかれば」)結婚したい人の割合 【20～34歳独身者調査】	76.7% (H20)	85%	県民意識調査
父親が子育てに関わっている割合	78.6% (H20)	90%	県民意識調査

### 3 食の安全・安心の確保と食育の推進

図 公立小・中学校の給食における県産農  
林水産物の使用割合

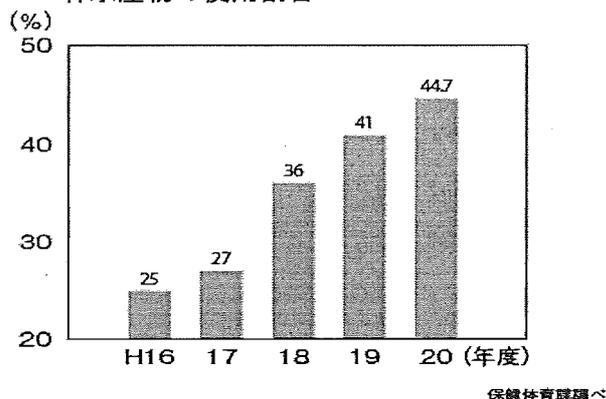
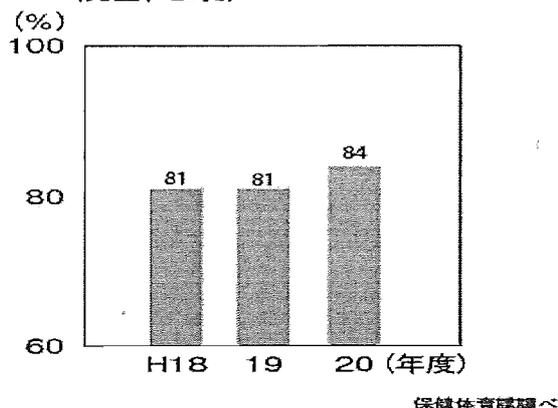


図 毎日朝食を食べている子どもの割合  
(児童、生徒)



#### 〈施策の方向〉

妊娠期の適切な食生活に関する情報提供、乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着等により、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる子どもの心身の健全育成を図ります。

そのため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、家庭での食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 食の安全・安心の確保

食に関する様々な情報が氾濫する中で、県民自らが食に対する正しい知識や安全で安心な食品を選択できる力を身につけることが重要です。

このため、食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

##### (2) 食育の推進

食育は、家庭・地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野、農林水産分野をはじめとする様々な分野が連携し、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、食に関する正しい知識の普及と効果的な情報提供の体制を整備するとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティアによる伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進し、保育所、幼稚園、学校等子どもの食に関する関係機関との連携を進めます。

また、学校給食において地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。

さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

#### 〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合	44.7% (H20)	47%	H26年度	保健体育課

## Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域社会づくりを目指します。特に、地域の様々な社会資源や担い手の連携・協働による支援を発展・強化させます。

### 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

図 ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数

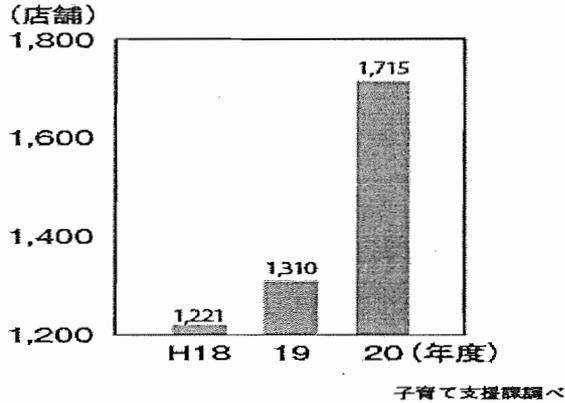


図 はぐくみ岡山「おぎやっと21」来場者数

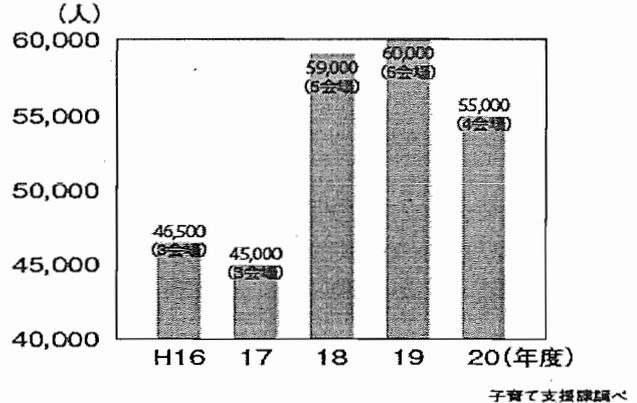


図 「子どもの数が減っていることが心配」と感じている人の割合（県民意識調査）

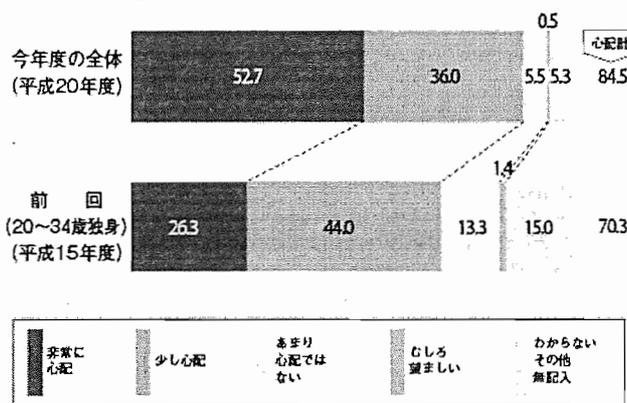
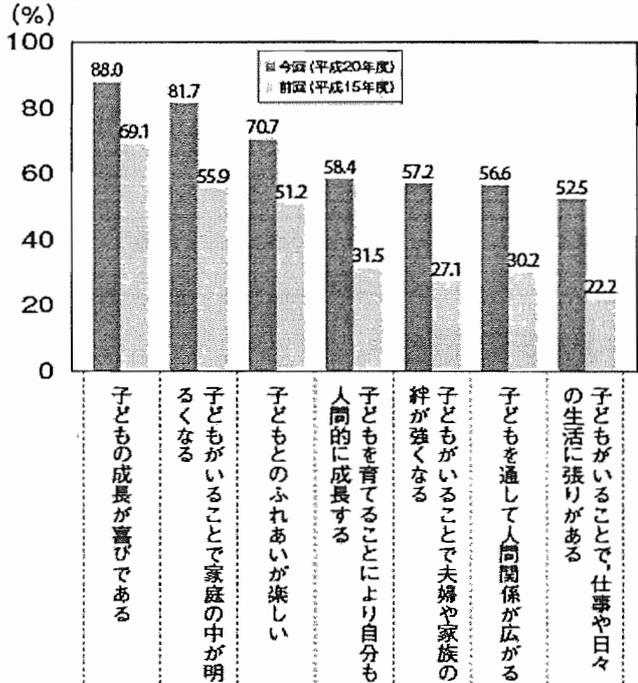


図 子育てをしていてよかったと思うことや喜びを感じることを感じる（県民意識調査）〔主なもの〕



### 〈施策の方向〉

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、少子化のもたらす様々な影響や子どもがいきいきと健やかに育ち、結婚や子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援していく気運の醸成を進めていきます。

## 〈重点施策〉

### (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成

家庭だけでなく地域、学校、企業など、県民みんなで子育てをする社会で子どもが健やかに育つように、子育て夢づくり応援キャンペーン事業、ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）普及啓発事業などを実施するとともに、子ども・子育て支援条例の制定についても検討を行うなど、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体をはじめとする関係機関と連携・協働して社会全体の気運の醸成を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方をはじめ、誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン（注1）に配慮した地域社会づくりを目指します。

さらに、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通して子どもの権利に関する啓発活動を推進します。

### (2) 地域社会の教育力の向上

近年の核家族化の進行等により、地域における人間関係が希薄になり、子どもたちを取り巻く地域社会の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもたちが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

また、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域で守り育てる」との意識のもと、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

## 〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数	1,710店舗 (H20)	3,000店舗	H26年度	子育て支援課
放課後子ども教室（注2）実施か所数	161か所 (H20)	200か所	H26年度	生涯学習課

## 〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合	88.0% (H20)	100%	県民意識調査

（注1）ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

（注2）放課後子ども教室：すべての小・中学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進する事業。

## 2 地域ぐるみの子育て支援の推進

図 地域子育て支援拠点(注1)実施か所数

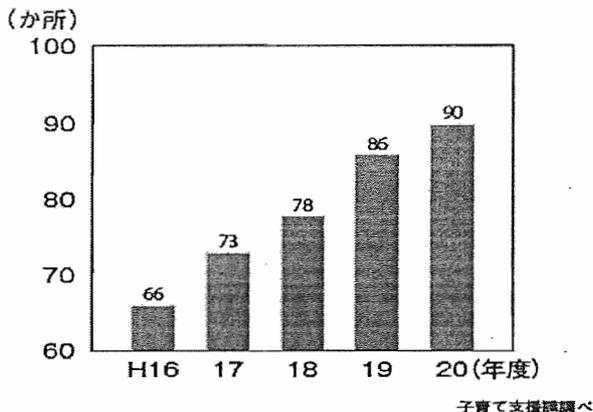


図 子どもの世話を頼める親族・友人・知人の有無(県民意識調査)

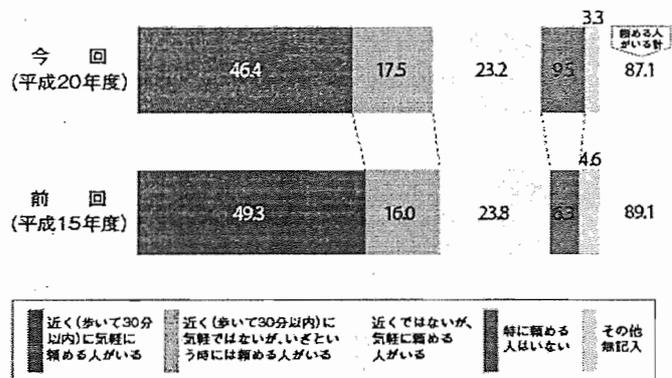
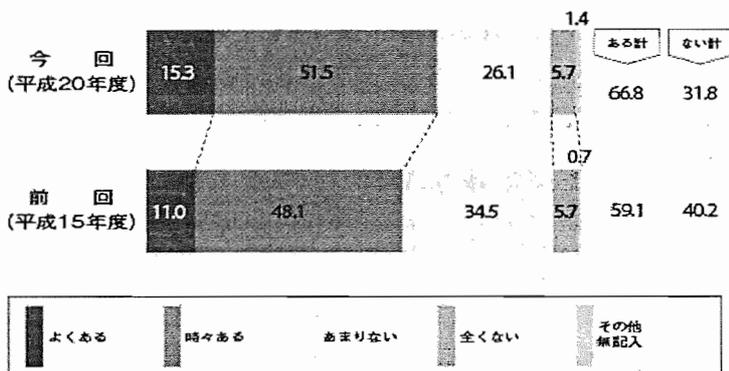


図 「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合(県民意識調査)



### 〈施策の方向〉

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、多様な子育て資源の掘り起こしや地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 子育て支援ネットワークの充実

児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職などの地域の関係者が連携して子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、子ども虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

さらに、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

#### (2) 子育て支援組織の育成

親子(母親)クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークルなど、地域の子

育て支援組織の育成を図ります。

また、子育て中の労働者や主婦を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を推進するとともに、内容の充実を図ります。

(3) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が集まって情報交換や交流ができたり、子育てサークルの支援や育児相談ができる地域子育て支援拠点(注1)を、商店街の空き店舗なども活用しながら、身近で気軽に訪れることができる場所への設置を進めるとともに、拠点相互の連携と質の向上を図ります。

また、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(4) 多様な子育て資源の掘り起こし

大学等有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援し、県内への拡大を図ります。

また、子育て支援に関心を持つ様々な企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、県民みんなで子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。

(5) 地域における人材の養成確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」(注2)など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

(6) 子育てサービス情報の発信

地域において様々な形で行われている子育て支援に関する情報が、必要な家庭にタイムリーに届くよう、子育てサービス情報の発信に努めます。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数	234法人 (H20)	330法人	H26年度	県民生活課
地域子育て支援拠点実施か所数	90か所 (H20)	110か所	H26年度	子育て支援課

〈成果目標〉

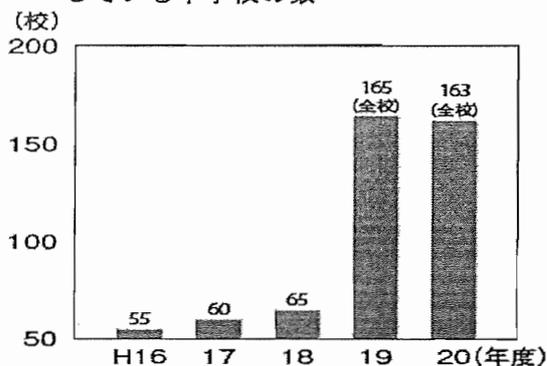
項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子どもの世話を頼める親族・友人・知人が「いる」人の割合	87.1% (H20)	95%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合	66.8% (H20)	50%	県民意識調査

(注1) 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行うセンター型や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供するひろば型などがある。

(注2) 子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

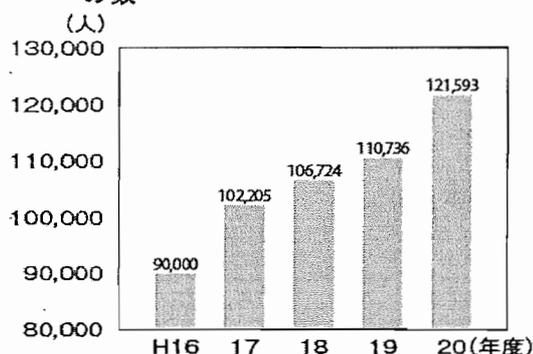
### 3 子どもの生きる力の育成

図 スクールカウンセラー(注1)を配置している中学校の数



指導課課長

図 様々な体験学習に参加した青少年の数



生涯学習課課長

#### 〈施策の方向〉

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進め、子どもの社会参加を支援するとともに、子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 地域・世代間交流の促進

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、農山漁村や自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

##### (2) 社会参加活動への支援

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。

また、家庭、学校、地域等が協働して、少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。

##### (3) 学校教育の推進

###### ① 確かな学力の向上

「小1グッドスタート支援事業(注2)」や学級編制の弾力化、習熟度別指導を中心とした少人数指導を実施するなど、きめ細かな指導を推進します。また、指導方法や教材、教具の研究を行い「わかる授業」を実施し、基礎・基本を身につけさせるとともに、教えるプロとしての教員の質の向上と意識改革を図るため、「学力向上アクションプラン」を推進します。

###### ② 豊かな心の育成

子どもの豊かな心をはぐくむため、子どもの読書活動の推進や子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、PTAをはじめ地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進し、思いやりの心や社会性、公共心のある子どもの育

成に取り組めます。

また、スクールカウンセラー(注1)等の配置の充実に努めるとともに、いじめ、少年非行等の問題行動や、ニート、引きこもり、不登校等の子どもや若者に対応するために専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークを進めます。

③ 健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実に努めるとともに、地域との連携による運動部活動の活性化に努めます。

④ 学校・家庭・地域社会の連携

地域ぐるみで学校を支援する仕組みづくりに取り組むとともに、放課後子どもプランの取組等を通じて、学校・家庭・地域社会の相互連携を推進します。

また、地域の人材等を活用し、学校教育への支援や不登校の子ども・その保護者への支援を行うなど、地域との連携・協力を推進します。

さらに、学校を地域に開かれた活力あるものにするために、新しい形態の学校・学科の拡充に努めるとともに、学校評価の取組を推進します。

⑤ 幼児教育の充実

幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めます。

また、地域の実情を考慮した幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携を推進するなど幼児教育の振興を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
いじめ問題について考える取組を行った公立学校の割合	-	100%	H26年度	指導課
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校 78.9% 中学校 62.8% (H20)	85% 75%	H26年度	指導課
様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593 人/年 (H20)	133,000 人/年	H26年度	生涯学習課
公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合	90.5% (H20)	95%	H26年度	指導課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
学校生活(県立高等学校)に満足している生徒の割合	81.7% (H21)	85%	高校生活に関する意識調査

(注1) スクールカウンセラー：学校で、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や先生に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

(注2) 小1グッドスタート支援事業：小学校1年生の児童の基本的な生活習慣の確立等のために、地域住民などがサポーター(教育支援員)として授業に参加する事業。

## 4 安全・安心な子育て環境の整備

図 ももたろう交通安全クラブ設置率

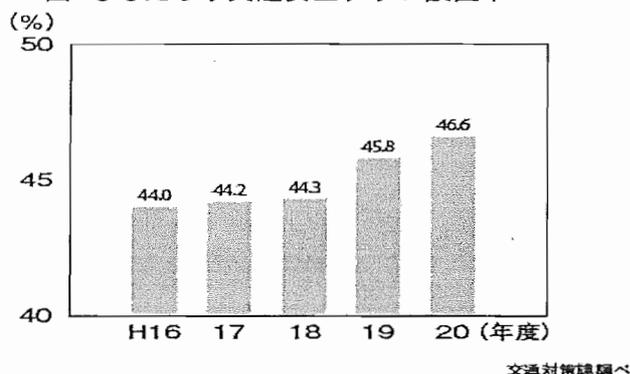


図 地域安全マップ作製小学校の割合

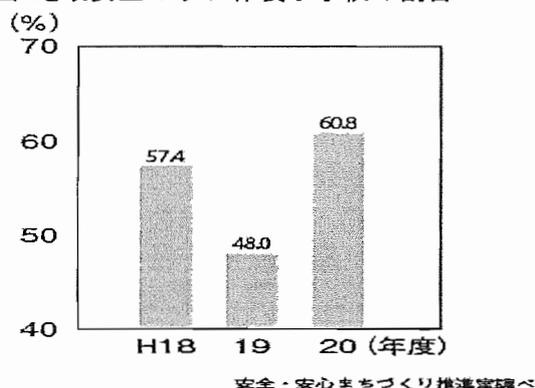
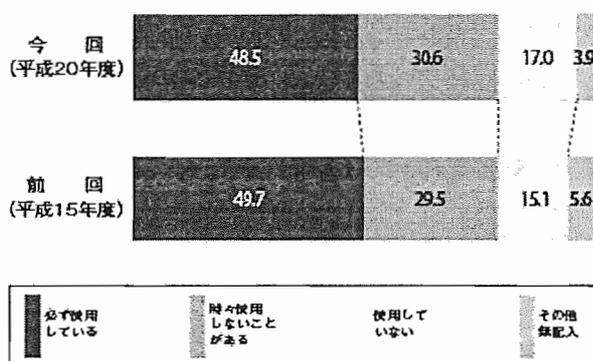


図 チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合（県民意識調査）



### 〈施策の方向〉

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点施設となる児童館の整備等を図ります。

また、雑誌、ビデオ、ケータイ・ネット等の子どもの有害環境対策、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪等の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備していきます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、また、児童館、公園、交流や体験のための施設の整備、学校や公民館などの施設の活用を促進するとともに、児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、恵まれた自然環境を生かし、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力を養う「冒険遊び場（プレーパーク）」の県内への普及に努めます。

#### (2) 安全な生活環境の整備

##### ① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

② 安心して外出できる環境の整備  
 妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。  
 また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③ 安全・安心まちづくりの推進等  
 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進します。

④ 学校における生活環境の安全確保  
 校舎や体育館など学校施設の耐震化を推進し、子どもたちが一日の大半を過ごす学校における生活環境の安全対策を計画的に進めます。

(3) 安心な社会環境づくり

① 子どもを取り巻く有害環境対策  
 子どもに対する悪影響が懸念されるインターネットや雑誌、DVD等の有害情報から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。  
 特に、情報モラル教育に関する指導やフィルタリング(注1)の普及促進など、子どもをインターネット上の有害情報等から守るため、学校と家庭、行政等が連携を強化し、ケータイ・ネット対策を推進します。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進  
 交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。  
 また、安全性の要件を満たした幼児2人同乗用自転車の普及啓発を図ります。

③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進  
 子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。  
 また、警察スクールサポーター(注2)を効果的に運用し、子どもたちが犯罪に遭わないための防犯指導等を行うことにより、被害の未然防止対策を強化します。

④ 被害にあった子どもの支援  
 犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数	170人 (H20)	400人	H26年度	建築指導課
公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合	62.3% (H20)	95%	H26年度	指導課

ももたろう交通安全クラブ設置率	46.6% (H20)	50%	H26年度	交通対策課
地域安全マップ作製小学校の割合	60.8% (H20)	100%	H26年度	安全・安心 まちづくり 推進室

**〈成果目標〉**

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合	48.5% (H20)	100%	県民意識調査

(注1) フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないようにしたり、有益な情報だけを閲覧できるように制限をかけること。

(注2) 警察スクールサポーター：少年の非行防止や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報等の把握と提供等を行う警察非常勤職員のこと。

### Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる社会環境づくりを目指します。特に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、多様なニーズに対応する支援を発展・強化させます。

#### 1 子育て相談体制の充実

図 子育てに関する情報源や相談相手  
(県民意識調査)〔主なもの〕

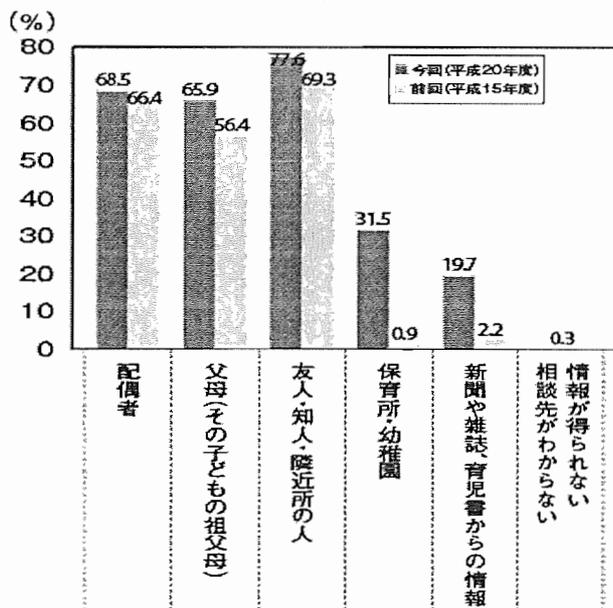
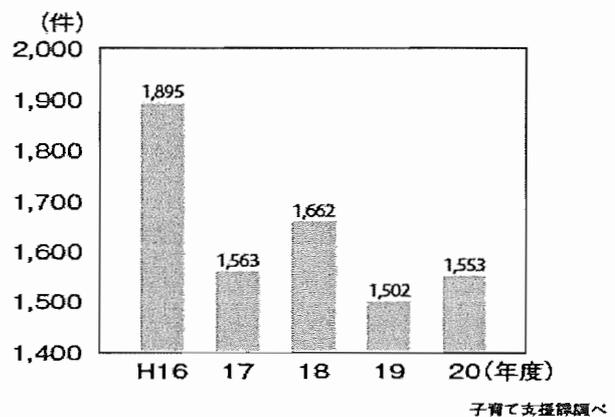


図 子ども家庭電話相談の相談件数の推移



#### 〈施策の方向〉

都市化の進展や核家族化の進行などにより、従来、地域社会や祖父母等が果たしてきた子育て支援機能の低下が指摘され、子育ての孤立化や子育て家庭の負担感の増加が懸念されています。

このため、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 相談体制の充実

子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業や地域子育て支援拠点事業を実施し、相談体制を充実します。

##### (2) 子育て支援情報の提供

子育てに関する身近な相談窓口の情報はじめ、仕事と子育ての両立支援に関する情報など、子育て家庭が必要としている情報のタイムリーな提供に努めます。

#### 〈目標事業量〉

項	目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
家庭教育相談員の養成数		690人 (H20)	870人	H26年度	生涯学習課

**〈成果目標〉**

項	目	現 状	成果目標	調 査 等
	子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.3% (H20)	0%	県民意識調査

## 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

図 乳児死亡率及び新生児死亡率（千人に対する比率）の推移

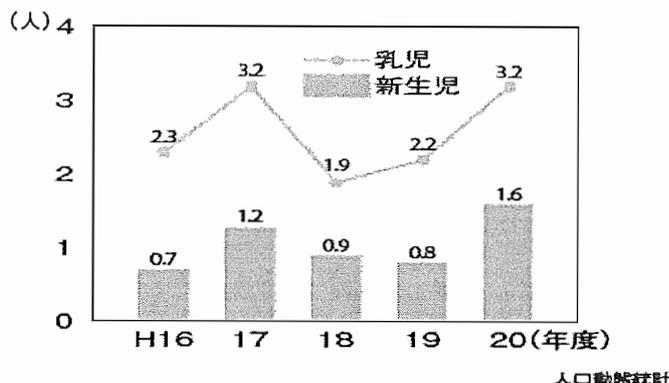
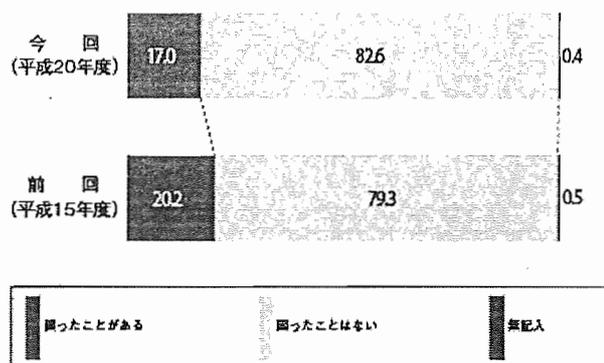


図 子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがある人の割合（県民意識調査）



### 〈施策の方向〉

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期(注1)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾患の医療の充実、感染症対策の推進に努めます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 周産期医療・小児医療の充実

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制を整備し、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

#### (2) 小児慢性特定疾患の医療の充実

子どもの慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

#### (3) 感染症対策の推進

感染症の発生状況の早期把握や積極的疫学調査(注2)を人権に配慮しつつ行い、啓発活動、研修会、合同訓練の開催などの事前対応に重点を置いた対策を推進します。

また、県民の生命と健康を脅かす健康危機発生時には、関係機関との緊密な連携により、迅速で適切な対応を図ります。

### 〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
2歳までに麻しんの予防接種を終了している子どもの割合	87.3% (H20)	95%	H26年度	健康対策課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
周産期死亡率（千件に対する比率）	4.0人 (全国17位) (H20)	全国1位	人口動態統計
新生児死亡率（千人に対する比率）	1.6人 (全国41位) (H20)	全国1位	人口動態統計
乳児（1歳未満）死亡率（千人に対する比率）	3.2人 (全国43位) (H20)	全国1位	人口動態統計
子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合	17.0% (H20)	0%	県民意識調査

（注1）周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

（注2）積極的疫学調査：感染症が発生した場合、その発生予防とまん延防止を図ることを目的として、保健所が聞き取り等を実施し、原因を調べる統計的調査。

(注)この項目については、今後、記載内容等が変更になる可能性があります。

### 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備

図 子どもがいる現役世帯(世帯主が18~64歳)の世帯員の相対的貧困率(注1)の推移(全国)

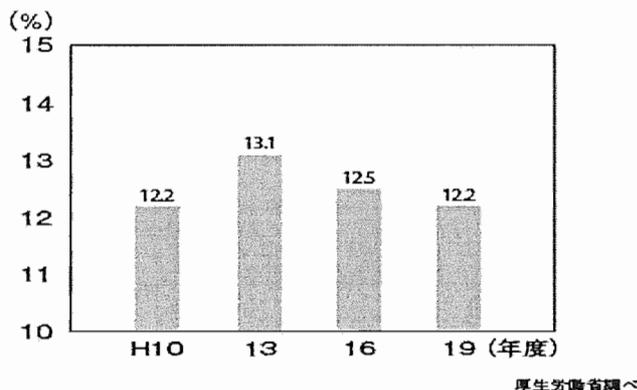
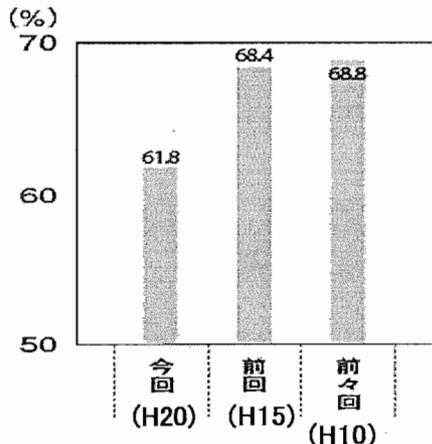


図 理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合(県民意識調査)



#### 〈施策の方向〉

子どもの貧困の問題が、学歴格差、健康状態、子どもへの虐待や非行の問題などに深く関係しているのではないかと指摘されており、貧困や格差の固定化や、親から子への連鎖なども懸念されています。

このため、子どもを養育している家庭の生活の安定を図るため児童手当を、また、母子家庭等については児童扶養手当を支給します。また、乳幼児やひとり親家庭の医療費の負担を軽減するなど、子育て家庭に対する経済的支援を行います。

また、子育て家庭を支援する住宅環境の整備を進めるため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 児童手当等の支給

子どもを養育している家庭の生活の安定を図るため、児童手当及び児童扶養手当を支給します。

##### (2) 医療費、教育費の負担軽減

乳幼児の早期受診促進による健康増進を図り、健やかな成長を支援するため、子育てに係る医療費の負担を軽減します。

さらに、ひとり親家庭や重度心身障害のある子どもに対して、医療費の負担を軽減します。

また、経済的理由により就学困難な高校生に対して県立高等学校授業料の全額免除や、授業料減免を行う私立高等学校への助成を行うとともに、国への奨学金制度の拡充提案などを行い、教育費の負担軽減を図ります。

##### (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

県営住宅の建替に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。

また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯に対し優遇措置を講じるとともに、子育て世帯に対する入居基準の緩和を行います。

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合	61.8% (H20)	50%	県民意識調査

(注1) 相対的貧困率：全世帯の可処分所得を1人あたりに換算して高い順から低い順に並べた場合に、中央となる人の所得（中央値）の半分に満たない人の割合。

## 4 きめ細かな保育の拡充

図 通常保育の子どもの数

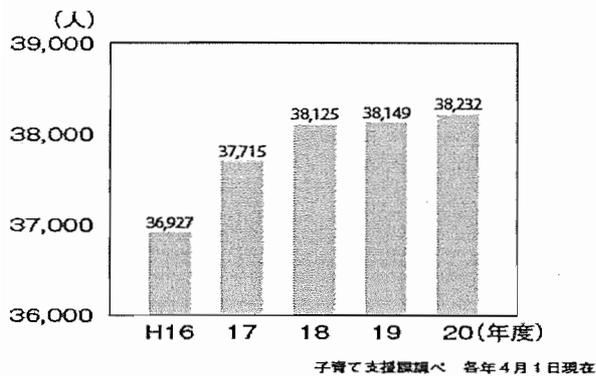


図 延長保育実施か所数

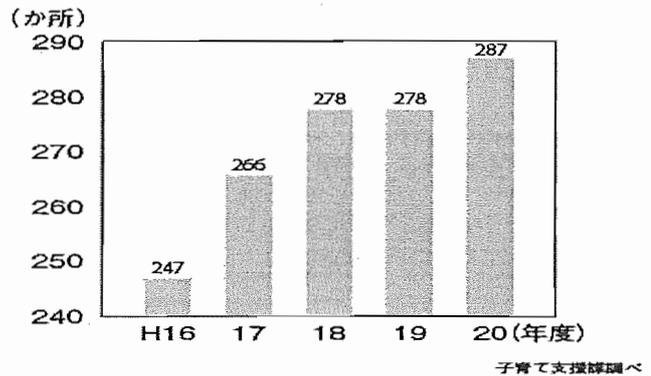


図 一時預かり実施か所数

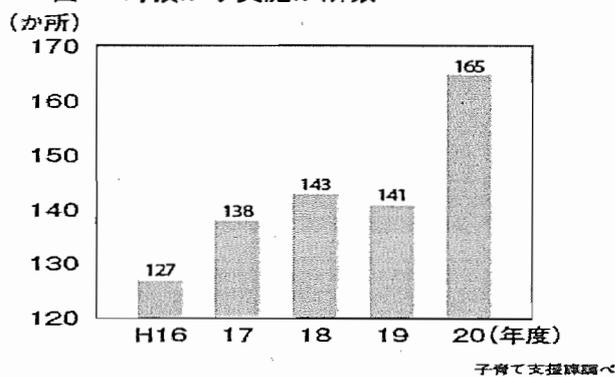
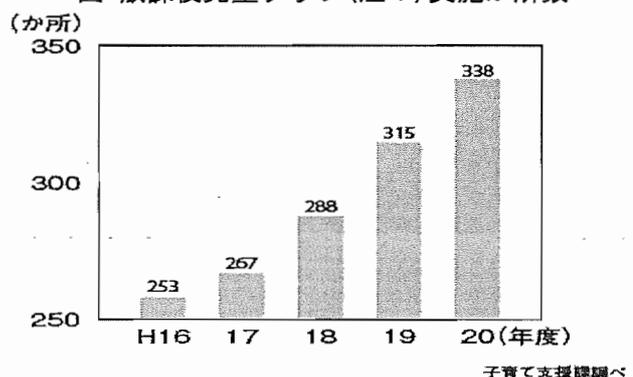


図 放課後児童クラブ(注1)実施か所数



### 〈施策の方向〉

子育てと仕事の両立支援をはじめ、すべての子育て家庭への支援を進めるため、保育所における特別保育の一層の拡充と保育の質の向上を図るとともに、幼稚園や認定こども園と連携するなど多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの提供を促進します。

また、放課後児童対策充実のニーズも高いことから、放課後児童クラブ(注1)の設置を促進するとともに、大規模なクラブの分割を進めます。

さらに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう人材育成等に努めます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 保育サービスの拡充

住民の生活実態や意向を十分に踏まえ、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育需要に応じて、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。併せて、保育士等の資質及び専門性の向上を図るため、保育所職員に対する研修の充実を図ります。

また、待機児童解消に向け、広域入所の取組や保育所の整備などを推進するとともに、保育内容の充実に努めます。

さらに、保護者や地域の実情に応じて幼保の連携を進めるとともに、就学前の教育・保育を一体としてとらえた認定こども園の設置や幼稚園を活用した子育て支援、幼稚園での預かり保育の促進等により、就学前の幼児の教育・保育の充実を図ります。

## (2) 放課後児童クラブの拡充

保護者が労働等により昼間家庭にいない子ども等の健全育成を図るため、地域の実情に応じて児童館のほか、学校の余裕教室等を活用するなど、入所を希望するすべての子どもが利用できるよう、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの数が71人以上の大規模なクラブについては、利用する子どもの安全の確保等を図るため概ね40人程度の適正規模への分割を促進します。

また、障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

さらに、放課後児童クラブの運営や施設の整備等について定めたガイドラインや放課後児童指導員の資質向上のための教材を作成し、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

## (3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保

子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性をはぐくみ、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

### 〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
通常保育の子どもの数（4月1日現在）	38,232人 (H20)	40,127人	H26年度	子育て支援課
特定保育実施か所数	1か所 (H20)	6か所	H26年度	子育て支援課
延長保育実施か所数	287か所 (H20)	321か所	H26年度	子育て支援課
夜間保育所実施か所数	2か所 (H20)	2か所	H26年度	子育て支援課
休日保育実施か所数	23か所 (H20)	34か所	H26年度	子育て支援課
病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)実施か所数	14か所 (H20)	24か所	H26年度	子育て支援課
病児・病後児保育(体調不良児対応型)実施か所数	15か所 (H20)	26か所	H26年度	子育て支援課
一時預かり実施か所数	165か所 (H20)	172か所	H26年度	子育て支援課
放課後児童クラブ実施か所数	338か所 (H20)	406か所	H26年度	子育て支援課

(注1) 放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校低学年の児童が、指導員に見守られながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。

## 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

図 ファミリー・サポート・センター（注1）  
実施市町村



図 「おokayama子育て応援宣言企業」登録  
企業・事業所数

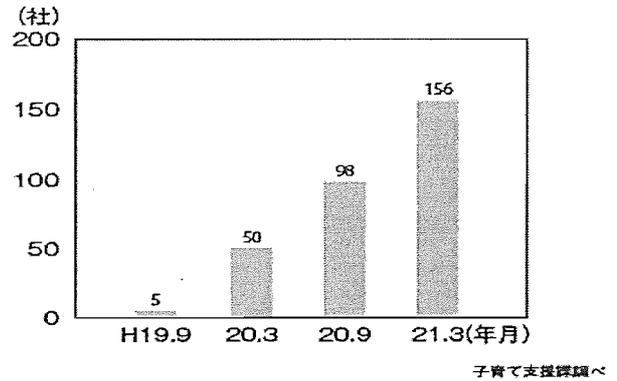


図 平日に19時までに帰宅する父親の割合  
（県民意識調査）

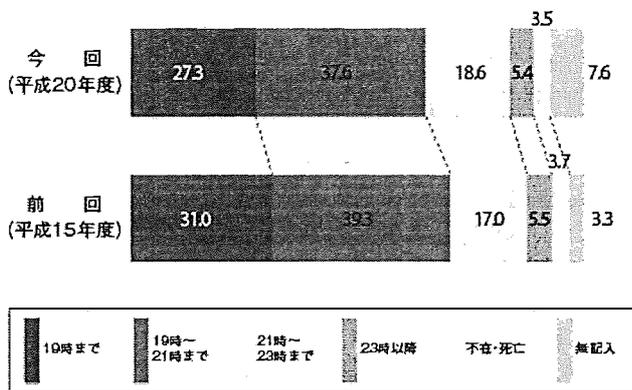
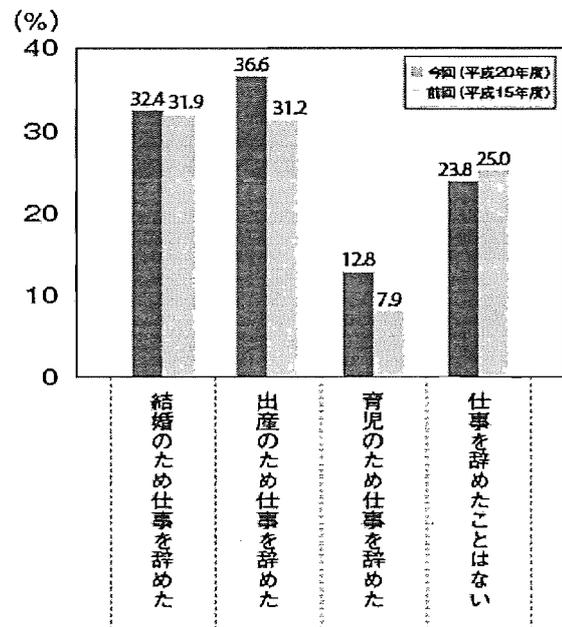


図 これまでに仕事を辞めたことがある人の  
割合（県民意識調査）〔主なもの〕



### 〈施策の方向〉

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立ができるような法制度の普及・定着等を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組めます。

また、出産や育児のために仕事を離れた人に対する再就職支援を推進します。

### 〈重点施策〉

#### (1) 企業の意識改革への取組

男女がともに、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方の実現に向けて、労働時間の短縮や多様な働き方が可能となる環境づくりのため、岡山労働局や県内の次世代育成支援対策推進センター(注2)、経済団体等と連携しながら、「おokayama

「ま子育て応援宣言企業」登録制度の周知や、登録企業を対象としたサポート事業の推進等を通じ、企業の意識改革への取組を積極的に支援します。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター(注1)事業の拡充を推進するとともに、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及・定着に努めます。

また、県が発注する建設工事や物品の販売、修理等の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 再就職への支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、岡山労働局等とも協力して再就職のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	156社 (H20)	500社	H26年度	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	8か所 (H20)	13か所	H26年度	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	12市町村 (H20)	15市町村	H26年度	労働政策課
農家における家族経営協定(注3)締結戸数	352戸 (H20)	430戸	H26年度	農業経営課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
平日に19時までに帰宅する父親の割合	27.3% (H20)	40%	県民意識調査
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合	36.6% (H20)	25%	県民意識調査

(注1) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(注2) 次世代育成支援推進センター：次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するための、事業主の団体や連合団体。

(注3) 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

#### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護(注1)を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害(注2)のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。特に、すべての子どもと子育て家庭を対象とした、切れ目のない支援を発展・強化させます。

##### 1 子ども虐待防止対策の推進

図 県内児童相談所における子ども虐待相談対応件数

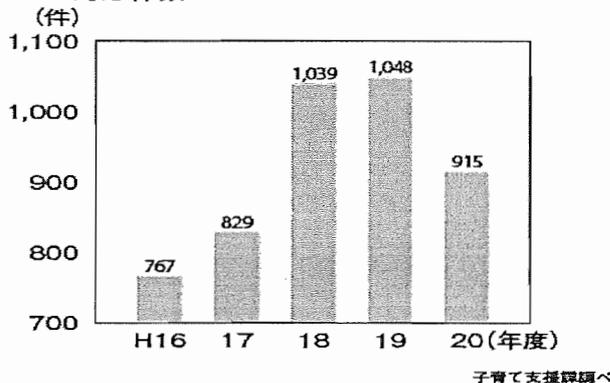
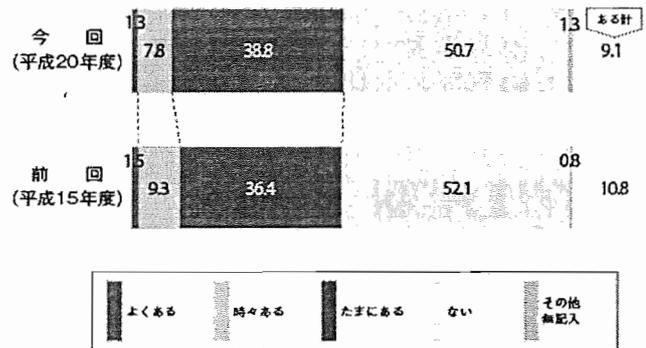


図 「子どもを虐待しているのではないか」と思う人の割合(県民意識調査)



#### 〈施策の方向〉

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談の件数は増加するとともに、その事例も複雑・深刻化しており、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から再発防止、子どもの自立に至る切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。

また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化を図るとともに、子ども虐待を防ぐ地域のネットワークを拡充します。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 発生予防対策の推進

子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等を解消するため、乳児家庭全戸訪問事業(再掲)や養育支援訪問事業(再掲)の県内全市町村での実施を目指すとともに、産科医等専門家によるハイリスク妊婦の早期発見や、支援を要する子どもの養育支援などを推進し、すべての子どもの切れ目のない支援に努めます。

また、地域の関係機関との連携の下に相談支援活動を行う児童家庭支援センター(注3)の設置を推進します。

同時に、市町村と保健所との緊密な連携の下、医療関係者等の専門職や民生(児童)委員・愛育委員・栄養委員等のボランティアの地域に密着した活動により、子ども虐待の予防と早期発見に重点を置いた取組を強力に推進します。

##### (2) 子ども虐待防止体制の充実

虐待を受けている子どもの保護と自立の支援、里親の拡充や施設等の充実など、虐待の防止から子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援施策を強力に進めます。

また、支援を必要とする子どもが置かれている状況を的確かつ効果的に把握できるよう、児童相談所に「子どものための総合情報システム」を構築するなど、子ども虐待防止体制の充実に努めます。

さらに、虐待は子どもへの著しい人権侵害であることから、子ども虐待問題が社会全体で早急に解決すべき重要な課題であることについて、県民の理解が深まるよう、啓発活動を推進します。

### (3) 市町村の対応力の強化

虐待相談を含む子ども家庭相談の第一義的な対応窓口は市町村であることから、市町村と児童相談所はより一層緊密な連携を図り、支援する人の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「子どもが心配チェックシート（岡山版）」等を活用し、市町村の子ども家庭相談対応の支援を行います。

### (4) 地域のネットワークの拡充

子ども虐待を防ぐためには地域ぐるみの取組が重要であり、虐待を早期に発見し対応するため、福祉関係者をはじめ医療、法律、保健、教育、警察等の地域の関係機関や愛育委員・児童委員等地域ボランティア等で構成する「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」が、県と県内全市町村に設置されていることから、その一層の機能向上に努めます。

また、地域の子育て支援ネットワークを強化することにより、虐待を受けている子どもやリスクを抱えている妊婦等、手厚い支援を必要としている子どもなどを地域ぐるみで支援します。

#### ＜目標事業量＞

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
児童家庭支援センター設置か所数	0か所 (H20)	1か所	H26年度	子育て支援課

#### ＜成果目標＞

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子どもを虐待しているのではないかと思う（「よくある」、「時々ある」）人の割合	9.1% (H20)	0%	県民意識調査

(注1) 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、社会が責任を持って養育・保護する機能を果たすこと。

(注2) 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害。

(注3) 児童家庭支援センター：児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設。

## 2 社会的養護体制の充実

図 児童養護施設における小規模ケア実施施設数

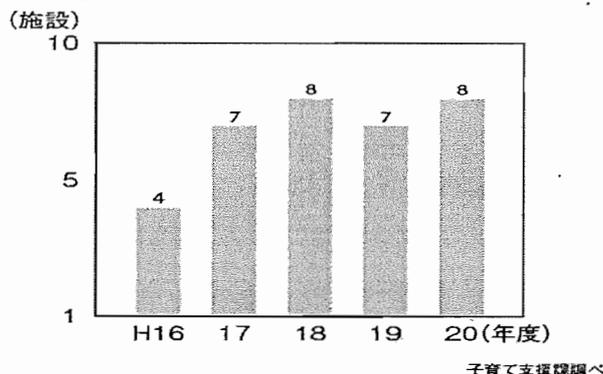
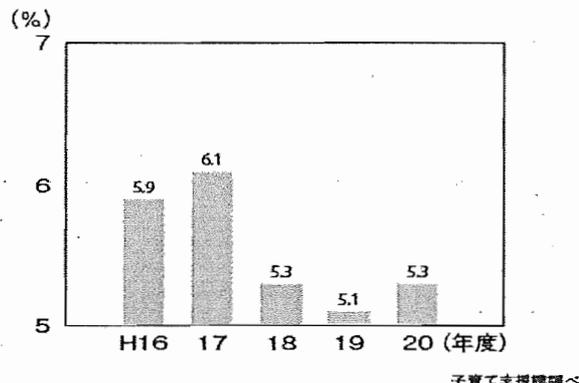


図 里親への委託率の推移



### 〈施策の方向〉

子どもは本来家庭で保護者によって養育されることが望ましいのですが、保護者がいない子どもや家庭で監護されることが適当でない子どもについては、児童養護施設等や里親といった社会的養護のもとで養育する必要があります。

このため、児童養護施設等の養護機能の強化や里親制度の充実を図るとともに、施設や里親のもとで養育されている子どもの権利を擁護する取組を強化します。

### 〈重点施策〉

#### (1) 施設養護の充実

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待を受けた子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分対応することができるよう、社会的養護体制の充実を図り、子どもの保護から自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。

特に、家庭的な養護を推進するため、小規模グループケアの実施や地域小規模児童養護施設の設置に努めるとともに、子どもの安全・安心及びプライバシーに配慮した環境の整備に努めます。

また、施設を退所した後の子どもの自立を支援するため、自立援助ホーム(注1)を整備します。

#### (2) 里親制度の充実

里親制度は家庭での生活を通して愛着形成を図ることのできる意義深い制度であり、より積極的に活用していけるよう制度の普及・啓発を図ります。そのため、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親委託率の引上げを図るとともに、家庭的な環境の中で複数の子どもが交流しながら社会性を養う小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(注2)を実施します。

また、虐待等により専門的ケアが必要となった子どもの自立を支援する専門里親を養成するとともに、里親への養育相談を行うなど里親を支援します。

#### (3) 子どもの権利擁護の強化

施設や里親の下で養育されることとなった子どもは、それまでの家庭や地域社会の人間関係等から引き離され、新しい環境で生活することとなります。

こうした子どもとその保護者の不安を軽減するよう最大限配慮するとともに、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の権利が保障されていることをわかりやすく伝えます。

また、子どもが、社会的養護のための施設や制度を利用しているときに職員等から虐待を受けた場合に、県が、子どもの権利を尊重した適切な対応ができるよう「被

措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定するとともに、施設職員や里親等を対象とした研修会を開催するなど、子どもの権利を擁護する取組を強化します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	8施設 (H20)	10施設	H26年度	子育て支援課
自立援助ホーム設置か所数	0か所 (H20)	4か所	H26年度	子育て支援課
里親及びファミリーホームへの委託率	5.3% (H20)	6.0%	H26年度	子育て支援課
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）設置か所数	0か所 (H20)	3か所	H26年度	子育て支援課

(注1) 自立援助ホーム：義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等のうち援助が必要な者に対し、日常生活上の援助及び生活指導を行い、社会的自立を支援する事業。

(注2) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）：保護者がいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。

### 3 障害のある子どもの支援

図 障害児等療育支援事業の実施か所数

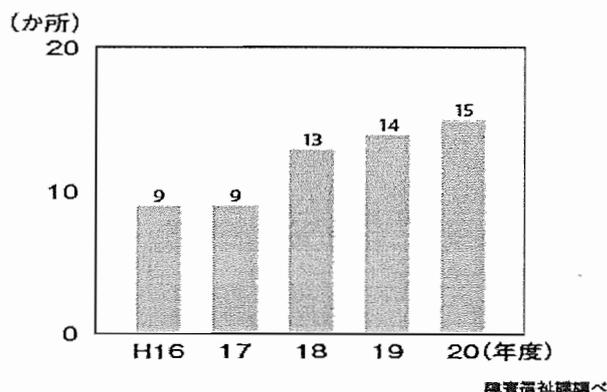
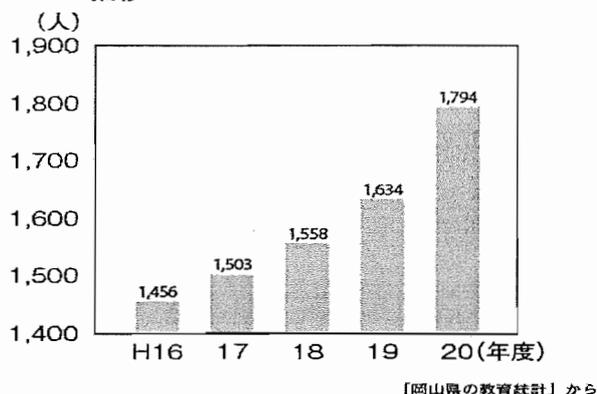


図 特別支援学校の子ども（児童・生徒）の数の推移



#### 〈施策の方向〉

障害のある子どもの支援については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育、障害の軽減を図るとともに、保護者の負担軽減、教育支援体制の整備等に努めます。

また、発達障害のある子どもの支援体制の整備を図ります。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション(注1)の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童デイサービス事業や障害児通園事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導體制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、教員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

##### (2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもへの支援のため、発達障害者支援センター、児童相談所、保健所等においては、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育等に努め、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努めるとともに、これらの連携による支援体制の整備を進めます。また、地域で障害のある人の日常生活を支える市町村の取組をサポートするとともに、県民の理解促進を図ります。

#### 〈目標事業量〉

項目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
個別の教育支援計画(注2)を作成している 公立学校の割合	小学校	41%	H26年度	特別支援教 育室
	中学校	45%		
	高等学校	2%		
		(H20) 80%		
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援 体制整備事業)実施市町村数〔累計〕	4市町村 (H20)	13市町村	H26年度	障害福祉課

(注1) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

(注2) 個別の教育支援計画：学校が保護者とともに、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人ひとりについて作成するもの。

また、高等学校における「個別の教育支援計画」とは、小・中学校における「個別の指導計画」の機能を併せ有するもので、障害のある生徒の教育的ニーズや学校生活全般における指導・支援の内容、方法、連携する関係機関との役割分担等を明示するものをいう。

(注)この項目については、今後、記載内容等が変更になる可能性があります。

#### 4 ひとり親家庭の自立支援

図 子どもがいる現役世帯(世帯主が18～64歳)のうち、大人が1人いる世帯世帯員の相対的貧困率

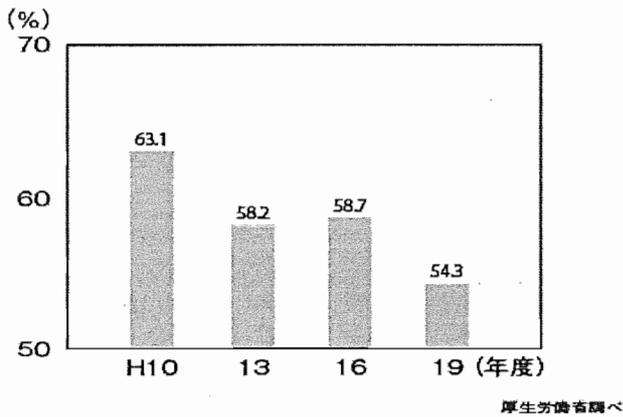


図 困っていることについて、あてはまるもの1つを回答した人の割合【母子世帯調査】

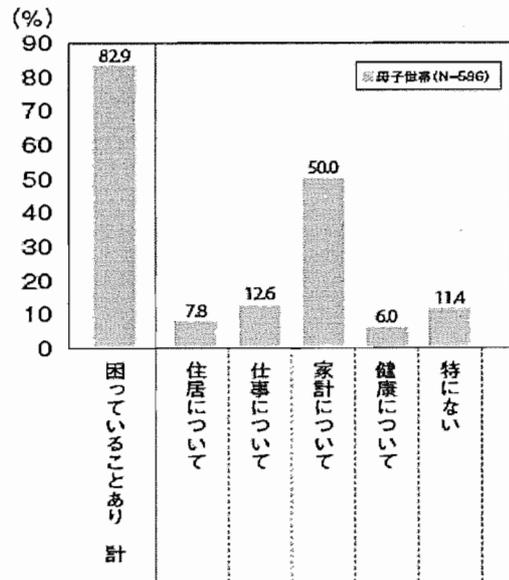
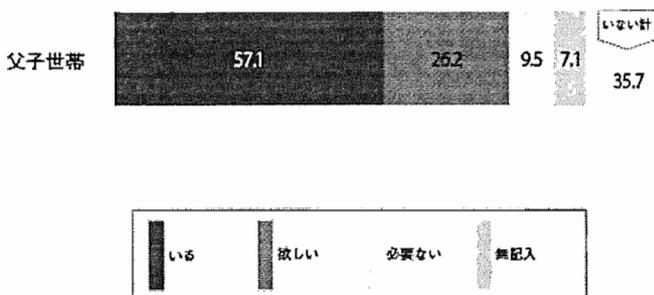


図 「現在相談相手がありますか」との問いに対する回答の割合【父子世帯調査】



#### 〈施策の方向〉

母子世帯については、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援、生活の場の整備等を総合的に推進し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 就業支援の強化

ひとり親家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給

者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、職業能力給付金等の施策を推進します。

また、職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親等に対して就職活動支援や就職後の職場訪問等を実施します。

## (2) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子自立支援員や母子福祉協力員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、インターネット等を活用し各種関係福祉施策の情報提供を行うなど、相談体制の充実に努めます。

また、「ひとり親家庭就業支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行います。

さらに、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、関係機関と連携して養育費についての啓発や確保面での支援を促進します。

## (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

母子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の助成等によりひとり親家庭及び寡婦が自立に向けて活動が円滑に行えるよう、経済的支援を推進します。

また、ひとり親家庭等の生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠であるため、福祉部局と産業労働部局の連携を図ります。

### 〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
ひとり親家庭就業支援センターからの就職決定件数	24人/年 (H20)	25人/年	H26年度	子育て支援課

### 〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】	50.0% (H20)	25%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】	57.1% (H20)	70%	県民意識調査

## 第6章 計画の推進に当たって

子育ての第一義的な責任は、保護者にあるということはいうまでもありません。しかしながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中であって、子育てをめぐる保護者の負担感・不安感が増大し、子どもの健やかな育ちが損なわれてきている実態をみると、次世代育成は当事者である一家庭だけの課題ではなく地域社会全体で協働して取り組まなければならない喫緊の課題であるといえます。

岡山県では、県民の皆さんとともに子育ての感動や楽しさをはぐくみ、子どもを中心として家庭や地域に笑顔があふれる社会を目指して、「新おかやま夢づくりプラン」において「教育と人づくりの岡山」の創造を基本戦略の一つに位置づけ、社会全体で子育てを支え合う環境づくりを総合的に進めているところです。そのためには、子育ての喜びを広げ、県民すべてが子どもの健やかな育ちに関心を持つとともに、積極的に協力していくという県民の総意が求められます。

家庭、地域、企業や職場、学校、関係団体等と行政とが密接に協働しながら役割を分担し、一体となって各種の施策・事業に取り組んでいくこととします。また、取組への成果を検証し、改善や新たな措置を講じるため、適切な進行管理を行うこととします。

### 1 家庭の役割

- ① 家族の一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いを尊重しながら、助け合う意識を持つ。
- ② 父親が積極的に家事や子育てにかかわり、男女が協力して家庭を築く。
- ③ 子どもの人権を尊重しながら親子のふれあいに努め、個性や能力を伸ばすよう努める。
- ④ 日常生活を通じて、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせる。
- ⑤ 子どもが自然体験や世代間のふれあい活動、スポーツ活動等へ参加する機会を積極的にもつように努める。

### 2 地域の役割

- ① 地域の子どもは地域の大人たちが見守り、育てるという意識を持ち、地域ぐるみの子育て支援に取り組む。
- ② 子育て家庭や学校、関係機関との連携を図り、地域におけるボランティア活動、文化活動、スポーツ活動など、子どもたちに多様な生活体験とふれあいの場を提供する。
- ③ 子どもを取り巻く環境の健全化に向けて、地域全体で取り組む。
- ④ 子どもや子育て家庭が外出時に不安のないように交通環境や生活環境の整備・改善に努める。

### 3 企業や職場の役割

- ① 子育て家庭で、男女が協力して家事や育児に参加できるよう労働時間の短縮、育児休業など各種制度の充実や職場の雰囲気づくりに努める。
- ② 事業所内保育施設の整備や出産、育児のための退職後の再就職・再雇用の促進に努める。
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とその実行に努める。
- ④ 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施に努める。

#### 4 学校の役割

- ① 一人ひとりの子どもの個性を尊重し、個々に応じた教育を推進することを通じて「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ。
- ② 子どもの人権に十分に配慮するとともに、子どもの意見を尊重した教育活動を推進する。
- ③ 学校と家庭・地域との連携を深め、地域の人材や社会資源を活用した取組を推進する。
- ④ 集団生活を通しての基本的な生活習慣や社会的模範及び他人を思いやる心等をはぐくむ。
- ⑤ 乳幼児とふれあう機会や地域・世代間交流の場を提供する。

#### 5 関係団体の役割

- ① 関係団体は、専門知識を有する人材や機能を活用しながら、地域・行政と一体となって、子育て支援のために積極的に活動する。

#### 6 県、市町村の役割

- ① 県は、全庁的組織である「岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部」の下、子育て支援施策を、総合的・計画的に推進する。
- ② 県は、子育てに関する官民71団体からなる「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」と一体となって、社会全体で子育てをするための気運の醸成や県民の意識の啓発を図る。
- ③ 県は、市町村の行う事業の実施を支援する。
- ④ 市町村は、地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的かつきめ細かく展開する。
- ⑤ 県・市町村は、子育て支援活動を行うNPO法人やボランティア団体等と協働して、子育て支援施策を積極的に推進する。

岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)の冊子に掲載する

# 赤ちゃん写真 大募集📷!

締め切り  
平成22年  
1月29日[金]  
必着



／ すてきな笑顔のご応募、お待ちしております! ／



岡山県では、平成22年度からの次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進するための指針となる「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」の冊子を作成中です。子育て中のご家庭をはじめ、地域の幅広い方々にプランの趣旨をご理解いただき、かつ親しみやすいプランとするため、本文各章の扉ページなどに掲載する「赤ちゃんの写真」を募集します。

## 【応募資格など】

- どなたでも応募できます。ただし、応募される赤ちゃんは、岡山県に在住もしくは、ご両親が岡山県出身など、岡山県にゆかりのあることが条件となります。
- 写真の数は赤ちゃん1人につき1点とします。
- なお、ご自分のお子さんでない場合は、必ず赤ちゃんのご両親の了解を得てからご応募ください。万が一、第三者からの権利侵害、損害賠償などの主張がなされたとしても、岡山県及び冊子の制作会社では一切の責任は負いません。

## 【応募写真の条件など】

### 【応募写真の条件など】

- 撮影時、おおむね2歳までの赤ちゃんの写真。できるだけ最近、撮影された写真を希望します。
- 赤ちゃんの顔の表情がわかる写真。
- 双子の赤ちゃんでも可能です。
- キャラクターや商品名などが衣料に写っているものは不採用となります。
- 原則として、デジタルデータでの応募とします。(ただし、プリント写真の郵送も受け付けます)

【締め切り】平成22年1月29日(金) 必着

## 【応募先】

### ▶ ホームページからの場合

岡山県子育て支援課のホームページから、応募フォームに必要事項を入力の上、写真を添付して応募してください。  
※写真のファイルサイズが3MBを超えるものは、データ容量の都合上、受け付けられないことがあります。また、携帯電話には対応しておりません。

### ▶ 電子メールの場合

メールの本文に必要事項(応募者の住所、氏名、年齢、電話番号、赤ちゃんの名前・ふりがな、生年月日)ご記入のうえ、下記応募先アドレスあてに写真をご送付ください。

● 応募先アドレス [kodomo@pref.okayama.lg.jp](mailto:kodomo@pref.okayama.lg.jp)

● 応募先アドレス [kodomo@pref.okayama.lg.jp](mailto:kodomo@pref.okayama.lg.jp)

※写真のファイルサイズが3MBを超えるものは、データ容量の都合上、受け付けられないことがあります。また、こちらは写真受付専用のアドレスですので、写真以外のメールはご遠慮ください。

### ▶ 郵送の場合

プリント写真のほか、上記必要事項を添えて下記応募先まで郵送してください。(郵送されたプリント写真は返却いたしません)

● 応募先 〒700-8570 岡山県保健福祉部子育て支援課

**「赤ちゃんの写真」係**

(郵便番号とあて先を記入すれば住所は不要です)

## 選定及び 連絡

応募数が多数の場合、岡山県および冊子の制作会社にて選定します。掲載した写真の応募者には、後日、「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」冊子を贈呈いたします。また冊子発送をもって、掲載のご連絡に代えさせていただきます。

● お問い合わせ先

☎(086)226-7347

[岡山県保健福祉部子育て支援課児童福祉・少子化対策班]

「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」の冊子は2,200部作成し、県民局や県の児童相談所をはじめ、県内の市町村や図書館等に配布する予定です。また、冊子のPDFデータを岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページに掲載する予定です。

※著作権は岡山県に帰属し、返却はいたしません。なお、応募写真は「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」の冊子及びホームページにのみ使用します。※掲載箇所についての指定はできません。あらかじめご了承ください。※お送りいただいた写真・個人情報、適切な方法にて管理し、業務委託者以外の第三者に開示提供または二次利用することは一切ありません。※デザインの都合上、写真のトリミングを行うことがあります。